

⑩交通・輸送関係

令和6年3月

道路の現況

(令和5年4月1日現在)(単位:km、km²)

道路種別	路線数	実延長	種 類 別 内 訳				
			橋 梁		トンネル		
			箇所数	延長	箇所数	延長	
* 1 高速自動車国道	2	158.8	182	24.0	58	59.1	
一 般 国 道	指定区間	4	215.3	319	14.9	32	15.9
	* 2 指定区間外	12	594.2	661	23.0	82	30.2
	* 2 小 計	16	809.5	980	37.9	114	46.1
県 道	主要地方道	38	573.5	636	18.0	22	12.7
	一般県道 * 2 (独・自除く)	171	1,016.5	1,064	25.4	44	22.1
	独立専用 自歩道	3	41.6	25	0.9	0	0.0
	* 2 小 計	212	1,631.6	1,725	44.3	66	34.8
* 2 一般国道・県道計	228	2,441.1	2,705	82.2	180	80.9	
* 2 県管理道路計	224	2,225.8	2,386	67.3	148	65.0	
* 2 市 町 道	25,841	8,570.6	6,976	66.8	49	15.2	

* 1 北陸自動車道、舞鶴若狭自動車道。

* 2 有料道路含む。

鉄道の現況

令和6年2月1日現在

事業者名	路線名	区 間	延 長 (km)	橋 梁 (m)		トンネル(m)	
				箇所数	延長	箇所数	延長
J R 西 日 本	北陸本線	近江塩津 ～ 大聖寺	96.6	282	2,259.9	12	42,415.0
	小浜線	敦 賀 ～ 松尾寺	76.5	136	1,197.0	8	3,372.8
	越美北線	福 井 ～ 九頭竜湖	55.1	139	2,275.0	8	9,808.5
	小 計		228.2	557	5,731.9	28	55,596.3
え ち ぜん 鉄 道	勝山永平寺線	福 井 ～ 勝 山	27.8	42	269.82	0	0
	三国芦原線	福井口 ～ 三国港	25.2	80	735.74	0	0
	小 計		53.0	122	1,005.56	0	0
福 井 鉄 道 (株)	福武線	たけふ新 ～ 田原町	21.5	63	564	0	0
	小 計		21.5	63	564	0	0
合 計			302.7	742	7,301.46	28.0	55,596.3

異常気象時における道路通行規制実施要綱

土木部 道路保全課

(目的)

第1条 この要綱は、豪雨、地震等の異常気象時およびそのおそれがある場合において、道路通行の事故防止を図るため、道路法第46条に基づく道路通行の規制に必要な事項を定めることを目的とする。

(異常気象時通行規制区間の指定)

第2条 土木部長は、福井県が管理する道路のうち、道路および周辺の状況（道路の構造、地形、地質、過去の程度、路線としての重要性等をいう。以下同じ）から、異常気象時に災害が発生するおそれのある箇所を含む区間について、公安委員会の意見を聴し、土木事務所長（以下「所長」という。）と協議のうえ指定するものとする。

(道路通行規制実施の基準)

第3条 土木部長は、規制区間毎に道路およびその周辺の状況、ならびに気象の状況（降雨量、積雪、風速、震度等をいう。以下同じ。）を基準として、異常気象時において未然に事故を防止することができるよう、公安委員会の意見を聴し、所長と協議のうえ、別表1により道路通行規制基準および処置方法を定めるものとする。

(規制区間台帳の整備)

第4条 所長は、第2条の規定に基づき指定された規制区間については、第3条により定めた基準および処置方法に基づき、様式1により交通規制の要領等を記載した規制区間台帳を作成し、その写しを所轄警察署長および土木部長に送付するものとする。

(異常気象時における組織)

第5条 所長は、第3条の規定に基づく規制基準により規制の必要が生じたとき、または生じるおそれがあるときは、ただちに別表2により異常気象時道路通行規制対策班（以下「対策班」という。）を組織して、その対策にあたるものとする。

ただし、この運用にあたっては、所長の判断により、水防法その他の規定に基づくものと調整する必要がある場合には、適宜変更することができる。

(班長、副班長)

第6条 対策班長（以下「班長」という。）には、所長をえて業務を総括し、対策副班長（以下「副班長」という。）には、地域整備課長、道路保全課長および管理（用地）課長を当て、班長を補佐する。

(事務および業務の分担)

第7条 対策班には次の係を置き、それぞれ業務を分担させるものとする。

(1) 庶務連絡係は、他関係機関への報告、連絡協議および広報ならびに庶務を行う。

(2) 規制対策係（以下「対策係」という。）は、原則として規制区間毎に置き、区間の巡回、現地における情報収発、規制の決定および解除に関する資料の収集、緊急時における規制の決定、標識の建植、規制時の監視、災害発生時の応急処置等の事務、並びに業務を行う。

(3) 情報観測係は、各対策係との情報の交換、連絡、規制区間台帳の整理、規制の決定または解除を行ったとき、および行おうとするときの庶務連絡係への資料の提出、雨量観測、気象に関する情報の収集等の業務および事務を行う。

2 土木事務所長は、前項の係のほか必要に応じて他の係を置き、業務および事務を分担させることができる。

(警戒体制等の発令)

第8条 班長は、気象情報または災害の情報等に基づき、警戒体制等の発令、解除を行う。

2 班長は、前項により警戒体制等の発令、解除を行ったときは、ただちに土木部長に報告するものとする。

3 警戒体制等の区分、発令基準および出動等の基準は、別表3による。

(規制の実施および解除)

第9条 規制の実施は、第3条の基準に基づき、第2条の規制区間を所轄する班長が行い、規制を実施しようとするときは、当該規制区間を管轄する警察署長および関係機関に通知するとともに、速やかに土木部長に報告しなければならない。

2 規制の実施にあたって、班長は道路法第47条の4の規定に基づき、道路標識を設けなければならない。

3 規制の解除は、規制を実施した班長が通行の安全を確認した後、速やかに行うとともに、管轄警察署長および土木部長に報告し、関係機関に通知しなければならない。

(規制区間外の区間における道路通行規制)

第10条 班長は、規制区間以外の区間についても、必要に応じてこの要綱にいう規制区間に準じて、規制を行うことができる。

(出動人員および職務基準)

第11条 体制別出動人員および職務は、規制区間の状況によって班長があらかじめ作成し、班員に周知しなければならない。

(変更の報告)

第12条 所長は、第4条の規定に基づく台帳および第11条の規定に基づく体制別出動人員職務を変更したときは、所轄警察署長に通知するものとする。

(一般への広報)

第13条 交通規制を実施したときは、第4条の規定によるほか、班長は関係路線バスおよび路線貸切運行機関等に連絡するとともに、地元報道機関に速報するものとする。土木部長は、交通規制が及ぼす影響の範囲等を考慮して、必要に応じて報道機関を通じ一般に周知するものとする。

(その他)

第14条 雪寒対策については、別途道路除雪基本計画によるものとする。

附 則

この要綱は昭和47年1月22日から施行する。

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

別 表 (省略)

令和6年2月1日現在
一般社団法人 福井県トラック協会

災害緊急救援物資輸送に係る車両借上先一覧表

地区	社名	所在地	電話	保有車両数			備考
				普通	小型	計	
福井地区			(0776)				
(福井市・吉田郡)	ラニイ福井貨物(株)	福井市和田中町113-1	80-0300	143	11	154	
	市川運送(有)	福井市御幸4-17-3	26-7777	5		5	
	ラニイ北陸牛乳運送(株)	福井市和田中町113-1	80-0307	39		39	
	北陸トラック運送(株)	福井市上細江町20-1	60-1101	141	7	148	
	福井郵便逓送(株)	福井市板垣4-411	36-3704	33	1	34	
	日本通運(株)福井支店	福井市重立町22-1	41-2475	19	5	24	
	トナミ運輸(株)福井支店	福井市今市町11-7-1	38-6222	127	2	129	
坂井地区			(0776)				
(坂井市・あわら市)	春江貨物(株)	坂井市春江町江留中35-5-1	51-0046	52	4	56	
	(株)ツカダ物流	坂井市坂井町福島31-57	67-1880	17	1	18	
	(株)北陸環境サービス	あわら市東田中9-36	74-2235	29		29	
奥越地区			(0779)				
(大野市・勝山市)	(有)桜急便	勝山市立川町1-7-14	87-3182	19		19	
丹南地区			(0778)				
(越前市・鯖江市)	ひまわり運輸(株)	越前市四郎丸町65-1-1	21-3310	8	1	9	
	瀧ヶ花運送(株)	鯖江市下野田町7-4	62-0008	20		20	
	(株)北陸油化	越前市大塩町30-9-3	24-4416	44		44	
敦賀地区			(0770)				
(敦賀市)	敦賀海陸運輸(株)	敦賀市津内町63-3-3	22-3141	28		28	
若狭地区			(0770)				
(小浜市)	小浜貨物自動車(株)	小浜市駅前町6-2	52-0872	7		7	
合計				731	32	763	

※ 車両数 : 令和6年1月末日現在の福井運輸支局台帳調べ
当協会理事会社の保有車両であり、災害時出動を確保するものではない。

事業者別保有車両数(認可車両数)

公益社団法人福井県バス協会
令和6年2月1日現在

	事業者名	乗合	貸切				特定				合計
			大	中	小	計	大	中	小	計	
1	京福バス	136	24	5	1	30					166
2	福井鉄道	59	19	3	5	27					86
3	福井交通	3	7	5	3	15					18
4	大野観光	4	8	5	3	16					20
5	池田		3	3	3	9					9
6	ケイカン	1	5	5	4	14					15
7	敦賀海陸	8	22	2	5	29					37
8	レインボー	2	10	4	2	16					18
9	越前	4	14	13	5	32					36
10	白山		3	3	7	13					13
11	小松	2	3	3	5	11					13
12	福鉄商事(株)武生	3	2	1	3	6					9
13	金津相互		1	5	3	9					9
14	大和	4	2	4	4	10					14
15	光	1		5	1	6					7
16	朝日			4	3	7					7
17	大福	10	3	8	2	13					23
18	勝山	2	2	1	3	6					8
19	ワカサ		19	18	7	44					44
20	三国		3	4	2	9					9
22	敦賀観光	3	8	4	3	15					18
23	さくら		2	3	7	12					12
24	共栄		2	1	2	5					5
25	三福	5	11	3	11	25					30
26	大野旅客	1		2	2	4					5
27	オクエツ		4	2	2	8					8
28	鯖江高速	2	2	3	1	6					8
30	トマト観光	2	5	13	5	23					25
31	鯖江交通	2	12	9	8	29					31
32	ニュー交通	1		2	5	7					8
33	あわら観光		3	4	3	10					10
34	オオギ観光		6	4	2	12					12
35	福井中央		7	4	2	13					13
36	サポート観光		4	7	3	14					14
37	AceLiner		6	2	4	12					12
38	ワコーサービス		16	10	5	31					31
39	永平寺観光	6	11	4	4	19					25
40	いづみ観光バス		4	6	9	19					19
41	日の丸タクシー				4	4					4
42	旭観光バス		3	1	1	5					5
会員計		261	256	185	154	595	0	0	0	0	856
会員外計		13	7	5	10	22	1	1	2	4	39
総計		274	263	190	164	617	1	1	2	4	895

福井県内タクシー事業者及び車種別タクシー車両数(非協会会員除く)

一般社団法人福井県タクシー協会

令和6年2月1日現在

番号	支部	会社名	営業所	営業区域	所在地	一般車両数				福祉車両		合計
						車両数内訳				一般福祉併用	福祉専用	
						特大	大型	普通	合計			
1	福井地区	福井交通(株)	本社 麻生津	福井交通圏	福井市日之出5丁目3番30号	13		74	87	15		87
2		(有)福井相互タクシー	本社	福井交通圏	福井市麻生津	1		3	4			4
3		三福タクシー(株)	福井	福井交通圏	福井市高木中央1丁目2813番地	1		35	36	1		36
4		三栄タクシー(有)	本社	福井交通圏	福井市月見4丁目2番12号	1	2	8	11	4		11
5		光タクシー(有)	本社 清水	福井交通圏、武生交通圏	福井市照手4丁目17-12			9	9	1	1	10
						福井市風巻町	2		8	10		
6		すいせんタクシー(株)	本社	福井交通圏	福井市成和1丁目2606	1		32	33	1		33
7		福井バス(株)	本社	福井交通圏	福井市羽水1-702	4		51	55	2		55
8		(有)日の丸タクシー	本社 朝日	福井交通圏、旧丹生郡朝日町	福井市下江守町9号19番地の1			18	20			20
						丹生郡越前町			1	1		
9		大バス日ノ出交通(株)	本社	福井交通圏	福井市羽水1-702			6	6			6
10		アイネス観光(株)	本社	福井交通圏	福井市南江守町60号19番地	1		8	9		1	10
11		永平等観光(株)	本社	福井交通圏	福井市重立町 17-25-1	4		12	16			16
12		福井都タクシー(株)	本社	福井交通圏	福井市西開発3丁目510-1	2		48	50	2		50
13	福井タクシー(株)	本社	福井交通圏	福井市西開発3丁目510-1			23	23	2		23	
14	(株)福福交通	本社	福井交通圏	福井市高木中央2丁目4110番地			20	20			20	
小計						34	2	386	422	36	2	424
15	あわら、坂井地区	ケイカン交通(株)	本社 丸岡	福井交通圏	あわら市二面34の4の8	7		22	29	12		29
16		(有)温泉タクシー	本社	福井交通圏	あわら市温泉4丁目918番地			7	7			7
17		(有)高橋タクシー	本社	福井交通圏	あわら市二面41の25の2			5	5			5
18		あわら観光(株)	本社	福井交通圏	あわら市市姫5丁目17番20号	1		7	8			8
19		(株)金津相互タクシー	本社	福井交通圏	あわら市春宮1丁目13番3号	2		5	7			7
20		松岡交通(株)	本社	福井交通圏	吉田郡永平寺町松岡神明3丁目92番地	2		4	6	2		6
21	都タクシー(株)	本社 三国 丸岡	福井交通圏	あわら市舟津3丁目15			9	9			9	
					坂井市三国町	2		9	11			11
					坂井市丸岡町			11	11			11
小計						15	0	94	109	14	0	109
22	大野、勝山地区	勝山交(株)	本社	勝山市、大野市、福井交通圏	勝山市滝波町4丁目707番地	3		5	8			8
23		大福交通(有)	本社	勝山市	勝山市下高島第12号1番地1	2		6	8			8
24		大野旅客自動車(有)	本社	大野市、勝山市、福井交通圏	大野市弥生町1-14	3		3	6		1	7
25		大喜自動車(株)	本社	大野市	大野市天神町3-22			3	3			3
26		いずみタクシー(株)	本社	旧大野郡和泉村の区域に限る	大野市朝日第16号7番地4			1	1			1
小計						8	0	18	26	0	1	27
27	南越地区	福鉄商事(株)	本社	武生交通圏、福井交通圏	越前市府中1丁目12番29号	3		17	20			20
28		小松タクシー(有)	本社	武生交通圏	越前市小松1丁目4番7号	2		15	17			17
29		白山交通(株)	本社	武生交通圏、福井交通圏	越前市広瀬町第144号7番地の1	2		2	4			4
30		鯖江タクシー(株)	本社	福井交通圏、武生交通圏	鯖江市本町1丁目2番10号	2		12	14	1		14
31		相互タクシー(株)	本社	福井交通圏、武生交通圏	鯖江市桜町3丁目1番1号	1		11	12		1	13
32		朝日自動車(株)	本社	武生交通圏、福井交通圏	丹生郡越前町朝日第1号6番地の7	2		3	5			5
33		ヤマトタクシー(株)	本社	武生交通圏、福井交通圏	越前市粟田部町第35号4番地の12	1		4	5	1		5
34		池田観光(株)	本社	武生交通圏、福井交通圏	今立郡池田町稲荷第25号10番地	1		0	1			1
35	(有)今庄タクシー	本社	武生交通圏	南条郡南越前町今庄75号39番地の2	1		3	4	1		4	
小計						15	0	67	82	3	1	83
36	嶺南地区	敦賀海陸運輸(株)	タクシー	敦賀交通圏	敦賀市桜町2番10号	2	1	23	26	2	1	27
37		敦賀タクシー(株)	本社	敦賀交通圏	敦賀市深川町10番2号	1		9	10			10
38		敦賀第一交通(株)	本社	敦賀交通圏	敦賀市相生町18番20号	2		33	35			35
39		(株)サンキュータクシー	本社	敦賀交通圏	敦賀市神楽町2丁目5番10号	2		39	41	1		41
40		美浜自動車(株)	本社	敦賀交通圏	三方郡美浜町郷土48号8番地2	1		7	8			8
41		(有)オオギ観光タクシー	本社	敦賀交通圏	三方郡美浜町久々子第62号8番地	2		9	11			11
42		大和交通(株)	本社 上中	小浜市、大飯郡(旧名田庄村)、三方上中郡若狭町(旧上中町)	小浜市遠敷8丁目502番12	4		10	14			14
					三方上中郡若狭町			2	2			2
43		三福タクシー(株)	本社	小浜市、大飯郡、若狭町(旧上中町)	小浜市千種2丁目1番7号	4	2	15	21	6		21
44		高浜交通(株)	本社	大飯郡(旧名田庄村を除く)	大飯郡高浜町宮崎第86号4番地の1	3		8	11	3		11
45	ワカサ交通(株)	本社	大飯郡(旧名田庄村を除く)	大飯郡おおい町本郷第153号1番地の8	3		16	19	10		19	
小計						24	3	171	198	22	1	199
合計						96	5	736	837	75	5	842

※右端合計欄は福祉専用車を含む車両数。一般福祉併用車は一般車両数に含む。

県保有車両一覧表（地区別）

R6.2.1現在

	乗用車	バス	小型貨物	普通貨物	軽自動車	その他	計
福井	83	9	112	7	65	122	398
坂井	10	2	31	3	29	53	128
奥越	10	3	26	5	14	74	132
丹南	13	2	39	3	27	98	182
嶺南	23	5	68	5	35	101	237
計	139	21	276	23	170	448	1077

市町保有車両台数

令和6年2月1日現在

市町名	乗用車(軽自動車含む)		バン・ワゴン		マイクロバス		大型バス		小型貨物		普通貨物	
	(乗車定員)	(台)	(乗車定員)	(台)	(乗車定員)	(台)	(乗車定員)	(台)	(トン数)	(台)	(トン数)	(台)
福井市	2人	12	7人	6	14人	1	41人	1	0.3t	1	0.25t	
	4人	98	8人	4	25人	1	45人	1	0.35t	1	0.4t	
	5人	33	10人	5	26人	1	※下線は中型バス		0.4t	10	0.6t	2
					29人	4			0.45t	5	0.7t	1
									0.75t	2	1.4t	1
									1t	1	2t	2
									1.25t	1	3.75t	1
									1.55t	1	4t	2
									2t	6		
敦賀市	4人	41	2人	10	26人	1			0.35t	1	3.15t	1
	5人	17	4人	20					0.4t	12	3.8t	1
			5人	13					0.45t	1	4t	1
			7人	6					0.5t	1		
			8人	5					0.6t	2		
			10人	1					0.7t	1		
									0.85t	1		
									0.9t	1		
									1.25t	1		
									1.5t	1		
小浜市	4人	11	4人	3	21人	1			0.2t	6		
	5人	5	5人	6					0.35t	20		
			7人	2					0.4t	5		
			8人	2					0.45t	2		
									1t	1		
大野市		33		10		2		2	1.35t	1		1
勝山市	2人	12	5人	1	29人	1	33人	1	0.4t	3	2t	4
	4人	19							1t	1		
	5人	6	8人	5								
	7人	3										
鯖江市	4人	13	5人	3	26人	1			0.2t	7	0.4t	33
	5人	10	7人	2	29人	1			0.35t	19	1.25t	1
	7人	3	8人	2							1t	1
			10人	1							1.5t	1
											2t	3
あわら市	4人	17	4人	6	25人	1	35人	1	0.35t	6	2.8t	4
	5人	10	5人	8			53人	3	1.0t	1		
			7人	1								
			10人	1								
越前市	4人	26	7人	3	25人	1			0.2t	8		
	5人	11	8人	2	29人	2			0.35t	20		
			10人	1	32人	4			0.4t	15		
					33人	1			0.75t	1		
									0.9t	1		
									0.95t	1		
									1.5t	1		
坂井市	2人	5	7人	2			45人	1	0.3t	0	2t	5
	4人	50	10人	1					0.4t	17		
	5人	12							0.5t	2		
	7人	1										

市町保有車両台数

令和6年2月1日現在

市町名	乗用車(軽自動車含む)		バン・ワゴン		マイクロバス		大型バス		小型貨物		普通貨物	
	(乗車定員)	(台)	(乗車定員)	(台)	(乗車定員)	(台)	(乗車定員)	(台)	(トン数)	(台)	(トン数)	(台)
永平寺町	4人	9	10人	1	26人	1			0.4t	4	1t	1
	5人	14	7人	2								
池田町	2人	0	7人	1	29人	2			1t	3	1t	2
	4人	9	10人	5					2t	3		
	5人	11										
南越前町	4人	10	7人	8	14人	6			0.35t	23	1.5t	2
	5人	11	8人	3	25人	2			0.4t	3	2t	4
			10人	9	29人	10			1.25t	4		
越前町	4人	16	4人	2		0	29人	1	0.35t	11	1t	1
	5人	3	5人	8			47人	3	0.4t	4	1.1t	1
	7人	1	7人	1			51人	1	2t	1	1.45t	1
			8人	1							2t	7
			10人	2							3t	0
			15人	1								
美浜町	4人	18	5人	4	29人	1			0.35t	10	2t	4
	5人	10	6人	3					1.4t	2		
			7人	3								
			8人									
高浜町			10人	1								
	4人	5	4人	6	29人	4			0.35t	19	0.95t	1
	5人	4	5人	3					0.4t	1	1.85t	1
			7人	11					0.9t	2	3.0t	1
			8人	3					0.95t	1	3.45t	1
			10人	4					1.4t	1		
おおい町									2.0t	1		
	4人	14	5人	2					0.35t	25	1.5t	2
	5人	8	7人	5					1.4t	1	2t	2
			8人	2							3t	1
若狭町			10人	2							4t	1
	5人	8	10人	3	29人	3			0.35t	23	1.5t	1
	4人	12	8人	1	19人	0			0.4t	2	1.45t	1
			7人	3					0.2	1	1.40t	1
									0.7t	2	1.35t	1
									0.75t	1	2.25t	1
									0.95t	1	0.2t	1
								1.2t	1			

緊急通行車両の確認等に関する規程（抜粋）

第1章 総則（第1条）

第2章 災対法施行令に基づく緊急通行車両の確認事務に係る取扱い（第2条―第9条）

第3章 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両（規制除外車両）に係る取扱い（第10条―第15条）

第4章 その他の法令に基づく緊急通行車両等の確認事務に係る取扱い（第16条）

第5章 その他（第17条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、福井県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行うべき災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）の規定に基づく緊急通行車両の確認、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の取扱い、その他の法令に基づく緊急通行車両の確認事務、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。）別記様式第4の標章及び大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号。以下「大震法施行規則」という。）別記様式第7の標章（以下「標章」という。）並びに災対法施行規則別記様式第5の緊急通行車両確認証明書及び大震法施行規則別記様式第8の緊急輸送車両確認証明書（以下「証明書」という。）の交付等について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 災対法施行令に基づく緊急通行車両の確認事務に係る取扱い

（緊急通行車両の確認）

第2条 公安委員会は、福井県知事（以下「知事」という。）と連絡を取りつつ、緊急通行車両として使用される車両であることについて、災対法施行令第33条第1項の規定に基づく確認（以下「緊急通行車両であることの確認」という。）を実施するものとする。

緊急通行車両であることの確認は、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時（以下「災害発生時等」という。）において行い、同条第2項において、災対法第50条第2項に規定される災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。））の車両については、災害発生前においても緊急通行車両であることの確認を実施することができる。

（確認の対象とする車両）

第3条 公安委員会が行う緊急通行車両であることの確認の対象とする車両は、次のとおりである。

(1) 緊急通行車両であることの確認を行うことができる車両

公安委員会は、大規模災害発生時において、指定行政機関等が防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両について、緊急通行車両であることの確認を行うものとする。この場合において、同項に基づく災害応急対策は、次のアからケまでに掲げる事項をいう。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる車両

公安委員会は、上記（１）で示す要件に該当する車両であって、かつ、指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両について、災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる。

(3) 原動機付自転車等の取扱い

高速自動車国道又は自動車専用道路以外の一般道を災対法第76条第1項の規定に基づき指定する道路の区間（以下「緊急交通路」という。）として指定し、かつ、原動機付自転車や軽車両等の通行を禁止しない場合、同車両等についても緊急通行車両であることの確認を行うことができる。

（確認手続に係る留意事項）

第4条 公安委員会は、災害発生前であると災害発生時等であるとを問わず、次の点に留意して、緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

(1) 申出を行う者

緊急通行車両であることの確認の申出を行う者は、指定行政機関等の長や、指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者又は管理責任者とするほか、契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両若しくは災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者とする。

(2) 標章及び証明書の交付

ア 標章及び証明書の交付

公安委員会は、緊急通行車両であることの確認をしたときは、標章及び証明書を申出を行った者に交付するものとする。

イ 交付に係る処理

公安委員会は、別記様式第1の緊急通行車両確認証明書交付簿を警察本部又は警察署に備え付け、緊急通行車両であることの確認の申出の受理、標章及び証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくものとする。

(3) 標章及び証明書の記載事項

ア 標章

標章の表面に登録（車両）番号、有効期限を記すこととする。また、左上等の余白部分に緊急通行車両確認証明書交付簿で管理する番号（以下「交付番号」という。）を記入するものとし、原則として、交付番号の付し方は、以下に示す16桁の数字を付す方法によることとする。

(ア) 16桁の数字のうち左から1桁～2桁目

交付した年度（西暦）の下2桁とする。

(イ) 16桁の数字のうち左から3桁～8桁目

交付場所（所属等）の6桁とする。この場合において、警察本部及び警察署にあっては警察共通基盤システム等の対象業務に使用する共通コード表（都道府県（方面）本部課・室等別コード及び警察署別コード）を、交通検問所にある場合は原則として、当該検問所の位置を管轄する警察署別コードを付すこととする。

(ウ) 16桁の数字のうち左から9桁～10桁目

交通検問所を区分する場合の2桁とし、県警察が定める数字を付し、交通検問所以外は「00」とする。

(エ) 16桁の数字のうち左から11桁目

緊急通行車両等の種別の1桁とし、以下のとおりとする。

なお、災対法と他の法令に基づくものと重複して申出を受けて確認を行った場合は、災対法に基づく緊急通行車両の番号を付すこととする。

「1」 災対法に基づく緊急通行車両

「2」 災対法に基づく規制除外車両

「3」 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）に基づく緊急輸送車両

「4」 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に基づく緊急通行車両

「5」 原災法又は国民保護法に基づく規制除外車両

(オ) 16桁の数字のうち左から12桁～16桁目

5桁の一連番号とする。

なお、一連番号は年度ごとに付すこととする。

イ 証明書

(ア) 交付番号欄

標章に記入した交付番号と同一の番号を記入する。

(イ) 「車両の用途」欄

原則として前条(1)に掲げる事項のうち、どの用途に該当するかを記載する。

(ウ) 「活動地域」欄

緊急通行車両であることの確認を受ける車両が、災害応急対策を実施するための活動が見込まれる地方名や都道府県名等の地域を記載する。

なお、災害発生前の申出において、指定行政機関等の規模や、担っている災害応急対策の種類等に鑑みて、国内のどこにでも災害応急対策にあたる可能性がある場合は、「全国一円」などと幅広く記載する。

(エ) 「備考」欄

当該証明書が災対法施行令に基づく緊急通行車両であることを記載する。

(4) 原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号。以下「原災法施行令」という。）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）に基づく緊急通行車両であることの確認を同時に申出を受けた場合等の取扱い

災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認、原災法施行令第8条第2項

の規定により読み替えて適用される災対法施行令第33条第1項の規定に基づく確認（以下「原災法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認」という。）又は国民保護法施行令第39条の規定により、災対法施行令第33条第1項の規定の例による確認（以下「国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認」という。）の申出を同時に受け、かつ有効期限が同じとなる場合は、証明書の「車両の用途」欄に、それぞれ該当する前条（1）に掲げる事項（災対法第50条第1項に規定される災害応急対策、原災法第26条第1項に規定される緊急事態応急対策又は国民保護法第2条第3項に規定される国民の保護のための措置）のうちからどの用途に該当するかを記載することで、交付する標章及び証明書を1通にして交付するものとする。

また、先に災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認を受けていた車両について、追加で原災法施行令又は国民保護法に基づく緊急通行車両の確認であることの申出を受けた場合は、先に交付した標章及び証明書の返納を求め、上記同時に申出を受けた場合の取扱いと同様に標章及び証明書を1通にして交付するものとする。

(5) 知事との調整

公安委員会は、緊急通行車両であることの確認並びに標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納があった場合の取扱い等について、知事と必要な調整を図るものとする。

（災害発生前における緊急通行車両であることの確認手続に係る留意事項）

第5条 災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行う際の手続に関する留意事項は、下記のとおりである。

(1) 申出先

公安委員会は、災害発生前に緊急通行車両であることの確認の申出があった場合は、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署において当該確認を行うものとする。ただし、当該車両の使用の本拠の位置が福井県内である場合は、管轄する警察署以外の警察署において確認することを妨げない。

(2) 申出の際に必要な書類

ア 災対法施行規則別記様式第3の緊急通行車両確認申出書(以下「申出書」という。)

イ 添付書類

(ア) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

災対法施行規則第6条第2項第1号の規定に基づき、当該車両の自動車検査証又は軽自動車届出済証(以下「車検証」という。)の写しを添付させるものとする。

原動機付自転車の場合には、車検証の写しの代わりに原動機付自転車標識交付証明書の写しを添付させるものとする。

(イ) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類

災対法施行規則第6条第2項第2号の規定に基づき、当該車両が災害応急対策を実施するために使用されることを示す書類を添付させるものとする。

具体的には、防災業務計画等(当該指定行政機関等が実施する災害応急対策に当該車両が従事することが読み取れる内容)の写し(抜粋可)が考えられる。

また、指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の場合は、上記に加えて、契約書の写し、輸送協定書の写し、当該事業者を災害応急対策に従事させることを証した書類等(指定行政機

関等による災害応急対策に当該車両が必要であることを客観的に認められる記載があるもの)のいずれかを添付させるものとする。

- (ウ) 災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類

災対法施行規則第6条第2項第3号に基づき、申出に係る車両が災害応急対策を実施しなければならない者(指定行政機関等)の車両であることを確かめるに足りる書類(指定行政機関等の責任の下で作成された災害応急対策に使用する車両のリストや、指定行政機関等が当該車両を災害応急対策に使用することを証した書類等)を添付させるものとする。

- (エ) 留意事項

上記(ア)～(ウ)の各書類については、他の書類を兼ねる場合も想定されることから、申出者から必要以上に添付書類の提出を求めることがないように留意すること。

ウ 事務の合理化

同一の申出者から同一機会に複数台分の申出があった場合で、番号標に表示されている番号のみが異なり、その他の申出書に記載されている内容が同一であるときは、申出書の「番号標に表示されている番号」欄に複数台分の番号を記載(別紙での対応可)した申出書1通を提出させるものとする。

その際、上記(イ)又は(ウ)の書類について重複する内容のものは1通で足りることとし、全体として一式の書類により複数台の申出を受けること。

- (3) 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の取扱い

公安委員会は、従前の運用(令和5年8月31日まで)に基づき緊急通行車両等事前届出済証(以下「届出済証」という。)の交付を受けている車両の使用者から、緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合には、届出済証の提示を求めて内容を確認することとし、当該届出済証の交付を受けるにあたって提出されている添付書類に上記(2)イ(ア)、(イ)、(ウ)に該当する内容が含まれる場合は、改めて添付書類の提出は求めないものとする。

- (4) 標章及び証明書の有効期限

標章及び証明書の有効期限は、標章及び証明書の交付の日から起算して5年後の日とする。

なお、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時等に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両について、指定行政機関等の長との輸送協定書や契約書等において当該協定や契約等の満了日等が記載されている場合であって、当該満了日等が標章及び証明書の交付の日の翌日から起算して5年未満である場合は、原則として当該満了日等を標章及び証明書の有効期限とする。

(災害発生時等における緊急通行車両であることの確認手続に係る留意事項)

第6条 災害が発生し、当該災害に係る緊急交通路を通行する緊急通行車両であることの確認を行う際の手続に関する留意事項は、下記のとおりである。

- (1) 申出先

公安委員会は、災害発生時等に緊急通行車両であることの確認の申出があった場合は、当該車両の使用の本拠の位置の如何を問わず、警察本部、警察署又は交通検問所において当該確認を行うものとする。

なお、交通検問所に確認の申出が集中すれば、交通渋滞の発生により緊急交通路としての機能が阻害される恐れがあることから、公安委員会は、災害発生時等においても可能な限り警察本部又は警察署において当該確認を行うものとする。

(2) 申出の際に必要な書類

ア 申出書

イ 添付書類

(ア) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

前条(2)イ(ア)と同様とする。

(イ) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類

前条(2)イ(イ)と同様とする。

ウ 事務の合理化

前条(2)ウと同様とする。

(3) やむを得ない事由により添付書類を省略することができる書類

災害発生時に、指定行政機関等からの急きよの要請により災害応急対策を実施するための車両として使用されることとなる場合等において、指定行政機関等からの要請を受けた事実は確認できるものの、災害応急対策を実施するための車両であることを確かめるに足りる書類を用意できない場合や、災害発生前に緊急通行車両であることの確認を受けていた車両が被災するなどして、他の車両を急きよ使用せざるを得ない場合等、社会通念上やむを得ない事由があると認めるときは、添付書類を省略することができることとされており、この場合には、当該申出書及び証明書の備考欄にその旨を記載するものとする。

(4) 届出済証の交付を受けている車両の取扱い

公安委員会は、届出済証の交付を受けている車両の使用者からの緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合については、既に交付されている届出済証を提示させ、届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

なお、申出に必要な書類については、上記(2)に記載のとおりであり、添付書類の取扱いについては、前条(3)と同様とする。

(5) 標章及び証明書の有効期限

前条(4)と同様とする。

(確認後の手続)

第7条 標章及び証明書の交付後に標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納の申出があった際の手続は、下記のとおりである。

(1) 標章及び証明書の記載事項変更

公安委員会は、交付した標章及び証明書とともに、災対法施行規則別記様式第6の緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書及び変更した事項を確かめる書類を提出させ、申出者に変更後の標章及び証明書を交付するものとする。この場合において、緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄にはその経緯を記載するものとする。

なお、標章及び証明書の有効期限は、変更前のものを引き継ぐこととする。

(2) 標章及び証明書の再交付

公安委員会は、標章及び証明書の交付を受けた後に標章又は証明書を亡失、滅失、汚損又は破損した旨の申出があった場合は、残存する標章又は証明書とともに、災対

法施行規則別記様式第7の緊急通行車両確認標章・証明書再交付申請書を提出させ、申出者に標章及び証明書を交付するものとする。この場合において、緊急通行車両確認証明書交付簿に新たに登録して交付番号を付与するとともに、亡失等に係る緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄にはその経緯を記載するものとする。

なお、標章及び証明書の有効期限は、変更前のものを引き継ぐこととする。

(3) 標章及び証明書の返納

公安委員会は、標章及び証明書の交付を受けた後に次のいずれかについて申出を受けた場合やその事実を把握した場合は、速やかに標章及び証明書の交付を受けた公安委員会に返納させること。

ア 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき。

イ 標章及び証明書の有効期限が到来したとき。

ウ 標章及び証明書の再交付を受けた場合において、亡失した標章及び証明書を発見し、又は回復したとき。

この場合において、標章及び証明書の緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄にはその経緯を記載するものとする。

(交通検問所における緊急通行車両の通行手続)

第8条 公安委員会は、標章及び証明書の交付を受けた車両の使用者が交通検問所に緊急交通路の通行を求めてきたときは、標章（交付番号、登録（車両）番号及び有効期限）を確認するとともに、証明書の提示を求めてその内容（番号標に表示されている番号、車両の用途、活動地域、有効期限等）を確認し、現に災害応急対策を実施するため運転中の車両であることを判断するものとする。

その際、標章及び証明書と実際の車両の登録（車両）番号等に齟齬がないか否かを確認するとともに、緊急交通路における通行日時、場所、台数等の把握・管理に資するため、規制除外車両と併せて別記様式第2の緊急交通路通行車両管理簿に通行年月日時、番号標に表示されている番号、車両の使用者氏名等を記載するものとする。

(指定行政機関等に対する指導等)

第9条 公安委員会は、指定行政機関等に対して、緊急通行車両であることの確認の申出に係る確認手続、標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納の手続、標章及び証明書の一体的保管等についての指導を行うものとする。

また、既に届出済証の交付を受けている者に対し、可能な限り災害発生前に緊急通行車両であることの確認を受けるよう周知を図るものとする。

第3章 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両（規制除外車両）に係る取扱い

(交通規制の対象から除外する車両の事前届出)

第10条 公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を受理するものとする。

(事前届出の対象とする車両)

第11条 公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないものについて、規制除外車両の事前届出を受理するものとする。

- (1) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (2) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- (3) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

(4) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍又は外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、規制除外車両であることの標章の掲示を不要とすることから事前届出の対象としないものとする。

（原動機付自転車等の取扱い）

第12条 公安委員会は、原動機付自転車や軽車両等が前条（1）、（2）に該当する車両である場合は、規制除外車両の事前届出を受理するものとする。

（規制除外車両の事前届出に関する手続）

第13条 規制除外車両の事前届出の申請があった場合の手続は、下記のとおりである。

(1) 事前届出の概要

ア 事前届出を行う者

規制除外車両であることの事前届出を行う者は、事前届出の対象車両となる理由となった業務に使用される車両の使用者又は管理責任者とする。

イ 事前届出先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署において事前届出を受理するものとする。

また、事前届出は、警察行政手続サイトを使用する方法により行うことができる。

ウ 事前届出の際に必要な書類

別記様式第3の規制除外車両事前届出書に加え、車検証の写し及び次のいずれかの書類の提出を受けるものとする。

なお、原動機付自転車の場合には、車検証の写しの代わりに原動機付自転車標識交付証明書の写しを添付させるものとする。

(ア) 医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類の写し

(イ) 医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類の写し

(ロ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）であることを確認することができる写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）

(ハ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両であることを確認することができる写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）

なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者による届出に限って受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする。

(2) 除外届出済証の交付等

ア 除外届出済証の交付

公安委員会は、事前届出を受理したときは、別記様式第3の規制除外車両事前届出済証（以下「除外届出済証」という。）を事前届出を行った者に交付するものとする。

イ 除外届出済証の再交付等

(ア) 公安委員会は、除外届出済証の交付を受けた者から事前届出書の記載内容に変更が生じ、又は除外届出済証を亡失、滅失、汚損若しくは破損した旨の申出があった場合は、除外届出済証の再交付を行うものとする。この場合においては、除

外届出済証に「再」と朱書きするものとする。

(イ) 除外届出済証の返納

公安委員会は、除外届出済証の交付を受けた者から、当該車両が規制除外車両として使用されるものでなくなったとの申出を受けた場合やその事実を把握した場合は、速やかに除外届出済証を返納させるものとする。

ウ 事前届出の処理経過

公安委員会は、別記様式第4の規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿）を備え付け、事前届出の受理、除外届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくものとする。

エ 事前届出をした者等に対する指導等

公安委員会は、規制除外車両であることの確認に係る事前届出をした者等に対して、事前届出が行われた車両の確認要領、除外届出済証の再交付及び返納の手続、除外届出済証の自動車検査証との一体的保管等についての指導を行うものとする。

（災害発生時における事前届出車両の確認に係る留意事項）

第14条 災害が発生し、当該災害に係る緊急交通路を通行する規制除外車両であることの確認を行う際の手続に関する留意事項は、下記のとおりである。

(1) 申出先

第6条（1）と同様とする。

(2) 規制除外車両であることの確認

公安委員会は、規制除外車両であることの確認に当たっては、当該車両の使用者に、既に交付されている除外届出済証を提示させるとともに、別記様式第5の規制除外車両確認申出書（以下「除外申出書」という。）の提出を求めた上で別記様式第6の規制除外車両確認証明書（以下「除外証明書」という。）に必要事項を記載させるものとする。

(3) 標章及び除外証明書の交付

公安委員会は、規制除外車両であることの確認を行った場合には、標章及び除外証明書を交付するものとし、標章及び除外証明書の記載事項については、第4条（3）と同様とするが、除外証明書の「車両の用途」欄については、原則として第11条に掲げる車両の用途から該当する内容を記載するものとする。この場合において、公安委員会は、別記様式第7の規制除外車両確認証明書交付簿を備え付け、規制除外車両であることの確認の申出の受理、除外証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくものとする。

(4) 標章及び除外証明書の有効期限

発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとなるが、別途警察庁が指示する場合を除き、交付の日から起算して1か月後の日とする。

(5) 除外届出済証の交付を受けている車両の取扱い

公安委員会は、事前届出に基づき除外届出済証を交付された車両の使用者から、規制除外車両であることの確認の申出を受けた場合には、除外届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

(6) 自衛隊車両等の取扱い

交通規制の対象から除外する災害対策に従事する自衛隊車両等であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、標章を交付する必要はないことから、確認の対象としないものとする。

(事前届出車両以外の車両の確認)

第15条 規制除外車両は、実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要に応じてそれぞれ判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるものではないことに留意して、事前届出車両以外の車両の確認を行うものとする。

(1) 第一局面 (大規模災害発生直後)

事前届出がなされた車両を含む事前届出の対象とする車両のみに対し規制除外車両であることの確認を行うものとする。

確認の申出先は、第6条(1)と同様とし、確認の際に必要な書類は、除外申出書及び第11条(1)～(4)に応じた第13条(1)ウ(ア)～(エ)に掲げる書類の提出を受けるものとする。

(2) 第二局面 (交通容量は十分でないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった場合)

順次、規制除外車両の範囲を拡大し、規制除外車両の確認を行うものとする。

これらの規制除外車両に対しても除外申出書及び規制除外車両に該当することを示す書類の提出を求めた上で標章及び除外証明書を交付するものとする。

第4章 その他の法令に基づく緊急通行車両等の確認事務に係る取扱い

(その他の法令に基づく緊急通行車両等の確認)

第16条 公安委員会は、大規模地震対策特別措置法施行令(昭和53年政令第385号。以下「大震法施行令」という。)第12条第1項の規定に基づく確認(以下「大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認」という。)、原災法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認及び国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認等を行う場合は、第2章及び第3章の規定に倣って行うものとする。ただし、大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認のうち、次の事項については、この限りではない。

(1) 標章及び証明書の交付

ア 交付に係る処理経過

別記様式第8の緊急輸送車両確認証明書交付簿を備え付け、大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認の申出の受理、標章及び証明書の交付の事務処理経過を明らかにする。

イ 「輸送人員又は品名」欄

大震法施行規則別記様式第6の緊急輸送車両確認申出書の「輸送人員又は品名」欄は、原則として大震法第21条第1項に規定される地震防災応急対策に係る事項のうち、どの用途に該当するかを記載した上で、具体的に輸送を行う人員又は品名等を記載する。

ウ 緊急通行車両であることの確認と同時に申出を受けた場合の取扱い

災害発生前における緊急通行車両であることの確認の申出と警戒宣言が発せられる前における大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認の申出を同時に受けた場合は、標章については双方の標章を兼ねたものとして、両者の交付番号を併記した単一の標章を交付することとし、証明書については原則として1枚の用紙にそれぞれの様式に基づく証明書を両面で印刷したものを交付する。

(2) 届出済証の交付を受けている車両の取扱い

公安委員会は、大震法第9条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両を災対法第76条第1項の規定に基づ

く緊急通行車両として届出済証の交付を受けている車両とみなすこととする。

(3) 交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

災対法の規定に基づく規制除外車両は、社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であるところ、大震法第9条に基づく警戒宣言は、地震予知情報を受けた場合に発せられるものであり、警戒宣言が発せられた時点においては、災害は発生していないことから、大震法の規定に基づく交通規制が行われている場合においては、規制除外車両は観念されないことに留意すること。したがって、第3章に記載の取扱いは行わないものとする。

第5章 その他

(確認手続に関する周知徹底)

第17条 公安委員会は、緊急通行車両等の災害発生前における確認手続及び災害発生時等の車両の確認手続等について、地方防災会議、福井県警察のホームページ等を通じて関係機関、関係事業者等に対し、その趣旨、対象、申出要領等の周知徹底を図るものとする。

以下別記様式第1～第8省略

港湾の耐震岸壁一覧

令和6年2月1日現在

区分	港名	地区名	施設名	水深	延長
重要港湾	敦賀港	蓬萊桜地区	桜E岸壁	-5.5m	100m
重要港湾	敦賀港	鞠山北地区	鞠山北D岸壁	-9.0m	240m
重要港湾	敦賀港	鞠山南地区	鞠山南A岸壁	-14.0m	280m
地方港湾	福井港	福井地区	北耐震岸壁 I	-5.5m	100m
地方港湾	和田港	和田地区	外港耐震物揚場	-4.0m	80m

漁港の耐震岸壁一覧

令和6年2月1日現在

区分	漁港名	施設名	水深	延長
第4種	越前漁港	厨-5.0m岸壁	-5.0m	110m
第2種	茱崎漁港	-3.0m耐震岸壁	-3.0m	60m

消防防災航空隊連絡先一覧

令和6年2月現在

消防機関航空隊

団体名	隊名	整備年度	機種	登録番号	機名	定員	所在地	TEL	FAX
札幌市消防局	札幌市消防航空隊	平成28	レオナルドAW139	JA17AR	さつぼろ2	14	石狩市新港東2丁目1-2 札幌市消防局石狩ヘリポート	0133-62-4119	011-271-0632
仙台市消防局	仙台市消防航空隊	平成23	ベル412EP	JA119J	せんだい	15	岩沼市下野郷字新拓160-1 仙台空港内	0223-23-7850	0223-23-7848
		平成17	ベル412EP	JA119T	けやき	15			
		平成17	ユーロコプター-AS365N3	JA03CF	おおとり1号	14			
千葉市消防局	千葉市消防局航空隊	平成10	ユーロコプター-AS365N3	JA119C	おおとり2号	14	千葉市緑区平川町1513-1 千葉消防ヘリポート	043-292-9186	043-292-9189
		平成19	ユーロコプター-EC225LP	JA119Y	ゆりかもめ	23			
		平成20	ユーロコプター-AS365N3	JA119E	かもめ	14			
		平成21	ユーロコプター-AS365N3	JA119G	つばめ	14			
		平成17	ユーロコプター-AS365N3	JA01FD	おおたか	13			
東京消防庁	東京消防庁航空隊	平成25	エアバスヘリコプター-EC225LP	JA62HC	はくちよう	22	立川市泉町1156-1 立川基地 江東区新木場4丁目4-7-25 東京ヘリポート	042-521-0190 03-3521-5811	042-521-0191 03-3522-0120
		平成28	アグスタウェストランドAW139	JA14TD	ちどり	16			
		令和2年	レオナルドAW189	JA24HB	ひなばり	21			
		平成25	ユーロコプター-EC225LP	JA71KT	こうどり	22			
		平成24	アグスタウェストランドAW139	JA131Y	はまちどり1号	17			
		平成26	アグスタウェストランドAW139	JA152Y	はまちどり2号	17			
		平成16	川崎BK117C-2	JA01KF	そよかぜ1号	11	江東区新木場4丁目4-7-57 東京ヘリポート内	045-784-0119	045-784-0116
		平成27	エアバスヘリコプター-AS365N3+	JA02KF	そよかぜ2号	14			
		平成20	ベル412EP	JA119P	カフセミ	15	横浜市金沢区福浦3-2 横浜ヘリポート	045-784-0119	045-784-0116
		平成21	ユーロコプター-AS365N3	JA119X	はまかぜ	14			
		平成18	ユーロコプター-AS365N3	JA758A	のぶなが	14			
		平成26	エアバスヘリコプター-AS365N3+	JA08AR	ひでよし	14			
		平成29	ベル412EPI	JA23AR	わかちやち	15	西春日井郡豊山町豊場 名古屋空港内	0568-28-0119	0568-28-0721
		平成17	ユーロコプター-AS365N3	JA911A	ひえい	14			
		平成23	ユーロコプター-AS365N3	JA02FD	あたご	14	京都市伏見区横大路千両松町 京都消防ヘリポート	075-621-1834	075-621-1683
		令和3年	エアバスヘリコプター-EC155B1	JA210F	おおさか	14			
		平成22	ユーロコプター-AS365N3	JA100F	なにな	14	八尾市空港2-12 八尾空港内	072-992-4900	072-991-0119
		平成18	川崎BK117C-2	JA02KB	KOBE-II	11	神戸市中央区港島中町8-1 神戸ヘリポート内	078-303-1192	078-302-8119
		平成26	川崎BK117C-2	JA01HK	HYOGO-KOBE-I	11			
		平成26	川崎BK117C-2	JA33BK	ももたろう	11	岡山市南区浦安南町1671-1 岡南飛行場内	086-261-0119	086-261-1190
		平成17	ユーロコプター-AS365N3	JA05HC	ひろしま	13	広島市西区観音新町4-10-2 広島ヘリポート内	082-546-3454	082-546-3455
		平成22	ユーロコプター-AS365N3	JA10KC	きたきゆう	14	北九州市小倉南区空港北町6番 北九州空港内	093-475-6701	093-475-6700
		平成19	ユーロコプター-AS365N3	JA08FC	ゆりかもめ	14			
		平成29	エアバスヘリコプター-AS365N3+	JA18AR	ほおじろ	14	福岡市博多区雀居 福岡空港内	092-451-3119	092-473-8425

都道府県航空隊

令和5年2月現在

団体名	隊名	整備年度	機種	機種	登録番号	機名	定員	所在地	TEL	FAX
北海道	北海道防災航空隊	平成7 令和1	ベル412EP エアバス・コプターズAS365N3+	JA6775 JA01HR	はまなす2号 はまなす1号	15 14	札幌市東区柴町964 丘珠空港内	011-782-3233	011-782-3234	
青森県	青森県防災航空隊	平成28	ベル412EPL	JA16AM	ひらかみ	15	青森市大字大谷字山ノ内6-128 青森空港内	017-729-0355	017-729-0377	
岩手県	岩手県防災航空隊	平成27	レオナルドAW139	JA10TE	しらかみ	17	花巻市葛第三地割183-1 花巻空港内	0198-26-5251	0198-26-5256	
宮城県	宮城県防災航空隊	平成25	ユーロコプターAS365N3	JA04FD	みやぎ	14	岩沼市空港西1丁目15番地 仙台空港内	0223-24-0741	0223-24-0872	
秋田県	秋田県消防防災航空隊	平成29	川崎BK117C-2	JA05AR	なまはげ	11	秋田市雄和椿川字山籠40-1 秋田空港内	018-886-8103	018-886-8105	
山形県	山形県消防防災航空隊	平成26	レオナルドAW139	JA15YA	もがみ	12	東根市大字若木字七窪670 山形空港内	0237-47-3275	0237-47-3277	
福島県	福島県消防防災航空隊	令和1	レオナルドAW139	JA07AR	ふくま	14	石川郡玉川村大字北須釜字懸釜沢97-8 福島空港内	0247-57-3000	0247-57-3500	
茨城県	茨城県防災航空隊	平成22	川崎BK117C-2	JA298R	つくば	11	つくば市大字上境992 つくばヘリポート内	0298-57-8511	0298-57-8501	
栃木県	栃木県消防防災航空隊	平成28	アグスタウェストランドAW139	JA09TR	おおろり	16	芳賀郡芳賀町芳賀台128-1 栃木ヘリポート内	028-677-1119	028-677-0775	
群馬県	群馬県防災航空隊	令和2	レオナルドAW139	JA10GR	はるな	15	前橋市下阿内町377-2 群馬ヘリポート内	027-265-0200	027-265-6900	
埼玉県	埼玉県防災航空隊	平成12	ユーロコプターAS365N3	JA31KN	あらかわ2	14	比企郡川島町出丸下郷53-1 ホンダヘリポート内	049-297-7810	049-297-7906	
		平成23	アグスタウェストランドAW139	JA31AR	あらかわ3	14				
		平成23	アグスタウェストランドAW139	JA03FD	あらかわ4	16				
新潟県	新潟県消防防災航空隊	平成27	アグスタウェストランドAW139	JA15AR	はくちよう	15	新潟市東区松浜町 新潟空港内	025-270-0263	025-270-0265	
富山県	富山県消防防災航空隊	令和1	レオナルドAW139	JA119W	とやま	14	富山市別名字源田245-2 富山空港内	076-495-3060	076-495-3066	
石川県	石川県消防防災航空隊	平成9	ベル412EP	JA893F	はくさん	15	小松市浮柳町 小松空港内	0761-24-8930	0761-24-8931	
福井県	福井県防災航空隊	平成27	川崎BK117C-2	JA291A	Blue Arrow	11	坂井市春江町江留中50-1-2 福井空港内	0776-51-6945	0776-51-6947	
山梨県	山梨県消防防災航空隊	平成30	シコルスキーS76D	JA223Y	あかふじ	14	甲斐市宇津谷445-1 双葉ヘリポート内	0551-20-3601	0551-20-3603	
長野県	長野県消防防災航空隊	令和2	ベル412EPL	JA02NA	アルプス	15	松本市大字空港東9030 長野県消防防災航空センター	0263-85-5512	0263-85-5513	
岐阜県	岐阜県防災航空隊	平成26	川崎BK117C-2	JA21AR	若船I	11	各務原市川崎町1番地 岐阜基地 第2事務所	058-371-5192	058-371-5194	
		平成22	ベル412EP	JA119V	若船III	15	各務原市那加官有無番地 岐阜基地 第1事務所	058-385-3772	058-385-3774	
静岡県	静岡県消防防災航空隊	平成30	レオナルドAW139	JA139R	オレンジアロー	14	静岡市葵区諏訪8-10 静岡ヘリポート内	054-261-4483	054-261-4761	
三重県	三重県防災航空隊	平成28	レオナルドAW139	JA119M	みえ	15	津市雲出鋼管町2-2 津市伊勢湾ヘリポート内	059-235-2555	059-235-2557	
滋賀県	滋賀県防災航空隊	平成23	ユーロコプターAS365N3	JA25LB	琵琶(びわ)	14	蒲生郡日野町北脇214-71 大鵬航空日野ヘリポート	0748-52-6677	0748-52-6679	
兵庫県	兵庫県消防防災航空隊	平成17	川崎BK117C-2	JA28HY	ひょうご	11	神戸市中央区港島中町8-1 神戸ヘリポート内	078-303-1192	078-302-8119	
奈良県	奈良県防災航空隊	平成10	ベル412EP	JA20NA	やまと2000	15	奈良市矢田原町2450 奈良県ヘリポート内	0742-81-0399	0742-81-5119	
和歌山県	和歌山県防災航空隊	平成7	ベル412EP	JA6760	きしゅう	15	西牟婁郡白浜町3031-56 南紀白浜空港内	0739-45-8211	0739-45-8213	
鳥取県	鳥取県消防防災航空隊	平成26	レオナルドAW139	JA31TA	だいせん	17	鳥取市湖山町北4丁目344-2 鳥取空港内	0857-38-8119	0857-38-8127	
島根県	島根県防災航空隊	平成24	川崎BK117C-2	JA119H	はくちよう	11	出雲市斐川町沖洲2677 出雲空港内	0853-72-7661	0853-72-7671	
岡山県	岡山県消防防災航空隊	平成21	ベル412EP	JA119I	きび	15	岡山市北区日応寺761-1 岡山空港内	086-250-0330	086-294-7885	
広島県	広島県防災航空隊	平成24	レオナルドAW139	JA12HP	マイアル	14	三原市本郷町善入寺94-22 広島空港内	0848-86-8931	0848-86-8933	
山口県	山口県消防防災航空隊	令和1	レオナルドAW139	JA35AR	さらら	12	宇部市沖字部625 山口宇高空港内	0836-37-6422	0836-37-6423	
徳島県	徳島県消防防災航空隊	平成29	川崎BK117C-2	JA109A	うずしお	11	板野郡松茂町豊久字朝日野15-2 徳島飛行場内	088-683-4119	088-683-4121	
香川県	香川県消防防災航空隊	平成20	川崎BK117C-2	JA119K	オリーブII	11	高松市香南町岡 高松空港内	087-879-0119	087-879-1400	
愛媛県	愛媛県消防防災航空隊	平成27	川崎BK117C-2	JA117E	Ehime21	11	松山市南吉田町2731 松山空港内	089-972-2133	089-972-3655	
高知県	高知県消防防災航空隊	令和2	レオナルドAW139	JA06FD	おとめ	14	南国市物部 高知空港内	088-864-3890	088-864-3896	
長崎県	長崎県防災航空隊	平成23	エアバス・コプターズAS365N3+	JA119Z	ながさき	14	長崎市大村市今津町201 旧長崎空港内	0957-52-9590	0957-52-9549	
熊本県	熊本県消防防災航空隊	平成30	エアバス・コプターズAS365N3+	JA90MT	ひばり	13	菊池郡菊陽町大字戸次1698	096-279-1571	096-279-1573	
大分県	大分県消防防災航空隊	平成29	川崎BK-117C-2	JA104W	とよかぜ	11	豊後大野市大野町田代2592-2 大分県中央飛行場内	0974-34-2192	0974-34-2195	
佐賀県	佐賀県消防防災航空隊	令和2	川崎BK-117D-2	JA153L	かちどき	11	佐賀県佐賀市川副町犬井道9476-1187	0952-34-9001	0952-45-9070	
宮崎県	宮崎県防災救急航空隊	平成16	ベル412EP	JA99MZ	あおぞら	15	宮崎市大字赤江無番地 宮崎空港内	0985-56-0586	0985-56-0597	
鹿児島県	鹿児島県防災航空隊	平成30	レオナルドAW139	JA18KG	さつま	14	枕崎市あけぼの町264 枕崎ヘリポート内	0993-73-2881	0993-73-2882	

緊急離着陸場一覧

令和6年2月現在

No.	施設名	所在地	座標 (世界測地系 WGS84)	管轄消防機関
1	防災ステーション	福井市土橋町3-80-1	N 36° 06' 05" E 136° 11' 07"	福井市消防局
2	鷹巣海水浴場駐車場	福井市免鳥町地係	N 36° 08' 12" E 136° 04' 30"	福井市消防局
3	和田公園	福井市御幸4-4	N 36° 03' 20" E 136° 14' 18"	福井市消防局
4	足羽川木田橋河川敷	福井市勝見1丁目地係	N 36° 03' 14" E 136° 13' 25"	福井市消防局
5	消防学校	福井市大畑町97-21-3	N 36° 02' 53" E 136° 17' 03"	福井市消防局
6	下宇坂小学校	福井市市波町55-5	N 36° 00' 57" E 136° 19' 56"	福井市消防局
7	九頭竜川森田河川敷	福井市上野本町地係	N 36° 06' 30" E 136° 14' 11"	福井市消防局
8	越廼グラウンド	福井市菜崎町41-15	N 36° 02' 33" E 136° 00' 57"	福井市消防局
9	きららパーク清水	福井市風巻町20-17	N 36° 01' 36" E 136° 08' 47"	福井市消防局
10	福井赤十字病院(屋上)	福井市月見町2丁目 4-1	N 36° 02' 51" E 136° 12' 46"	福井市消防局
11	ハマナス公園	<small>福井市両橋屋町地係 三里浜ハマナス公園南側芝生広場</small>	N 36° 08' 48" E 136° 05' 30"	福井市消防局
12	地域ふれあい広場	福井市大和田地係	N 36° 05' 32" E 136° 14' 51"	福井市消防局
13	国影グラウンド	あわら市国影地係	N 36° 13' 41" E 136° 12' 25"	嶺北消防本部
14	湯のまちグラウンド	あわら市田中々地係	N 36° 13' 18" E 136° 11' 39"	嶺北消防本部
15	トリムパークかなづ	あわら市山室67-30-1	N 36° 13' 01" E 136° 14' 50"	嶺北消防本部
16	剣岳グラウンド	あわら市鎌谷地係	N 36° 12' 09" E 136° 17' 17"	嶺北消防本部
17	テクノ訓練場	坂井市三国町黒目 24字52	N 36° 11' 22" E 136° 07' 47"	嶺北消防本部
18	三国運動公園陸上競技場	坂井市三国町運動公園 1丁目地係	N 36° 13' 35" E 136° 08' 52"	嶺北消防本部
19	九頭竜川浄化センター	坂井市三国町池見2-27 浄化センター 芝生広場内	N 36° 11' 18" E 136° 09' 41"	嶺北消防本部
20	福大病院(地上)	永平寺町松岡下合月 23-3	N 36° 06' 41" E 136° 17' 09"	永平寺町消防本部
21	九頭竜川五松橋河川敷	永平寺町松岡上合月 地係	N 36° 05' 55" E 136° 17' 46"	永平寺町消防本部
22	ゆめパーク松岡	永平寺町松岡湯谷 53-8-1	N 36° 03' 49" E 136° 17' 40"	永平寺町消防本部
23	永平寺緑の村	永平寺町山9-4-1	N 36° 05' 25" E 136° 19' 35"	永平寺町消防本部
24	永平寺河川公園	永平寺町谷口地係	N 36° 05' 43" E 136° 20' 06"	永平寺町消防本部
25	浄法寺山青少年旅行村	永平寺町上浄法寺 68-1-2	N 36° 07' 29" E 136° 22' 08"	永平寺町消防本部
26	上志比中学校	永平寺町栗住波 16-47	N 36° 04' 30" E 136° 23' 43"	永平寺町消防本部
27	永平寺中島	永平寺町中島地係	N 36° 04' 41" E 136° 24' 40"	永平寺町消防本部
28	福大病院(屋上)	永平寺町松岡下合月 23-3	N 36° 06' 30" E 136° 17' 43"	永平寺町消防本部

緊急離着陸場一覧

令和6年2月現在

No.	施設名	所在地	座標 (世界測地系 WGS84)	管轄消防機関
29	越前町営球技場	越前町上川去字 11-1-1	N 35° 58' 08" E 136° 08' 10"	鯖江・丹生消防本部
30	生涯学習センター糸生分館 (旧糸生中学校グラウンド)	越前町小倉89-53	N 35° 59' 42" E 136° 05' 41"	鯖江・丹生消防本部
31	越前町営球技場駐車場	越前町上川去地係	N 35° 58' 12" E 136° 08' 08"	鯖江・丹生消防本部
32	宮崎総合運動場	越前町樫津地係	N 35° 56' 20" E 136° 05' 05"	鯖江・丹生消防本部
33	越前陶芸村スポーツ広場	越前町小曾原3-26	N 35° 56' 06" E 136° 03' 43"	鯖江・丹生消防本部
34	アクティブランド運動場	越前町厨地係	N 35° 55' 05" E 135° 59' 48"	鯖江・丹生消防本部
35	織田小学校	越前町大王丸20-17	N 35° 57' 25" E 136° 02' 41"	鯖江・丹生消防本部
36	鯖江市御幸公園	鯖江市御幸町4-1	N 35° 58' 37" E 136° 11' 20"	鯖江・丹生消防本部
37	鯖江市丸山公園	鯖江市丸山町4丁目	N 35° 59' 02" E 136° 10' 45"	鯖江・丹生消防本部
38	河和田小学校	鯖江市西袋町67-8	N 35° 57' 09" E 136° 16' 44"	鯖江・丹生消防本部
39	鯖江市陸上競技場	鯖江市東鯖江3丁目6	N 35° 56' 41" E 136° 11' 56"	鯖江・丹生消防本部
40	武生東運動公園 陸上競技場	越前市西尾町32-2	N 35° 53' 41" E 136° 13' 10"	南越消防本部
41	日野川武生河川敷	越前市帆山町地係	N 35° 53' 56" E 136° 10' 32"	南越消防本部
42	太陽の広場	越前市安養寺町	N 35° 55' 28" E 136° 04' 39"	南越消防本部
43	サンドーム福井	越前市瓜生町5-1-1	N 35° 55' 55" E 136° 11' 08"	南越消防本部
44	岡本小学校	越前市定友町10-15	N 35° 54' 52" E 136° 14' 41"	南越消防本部
45	ハツ杉千年の森	越前市別印地係	N 35° 53' 14" E 136° 18' 30"	南越消防本部
46	南条総合運動公園	南越前町牧谷123-6	N 35° 50' 13" E 136° 12' 44"	南越消防本部
47	今庄365スキー場駐車場	南越前町板取85-37	N 35° 43' 22" E 136° 09' 04"	南越消防本部
48	レインボーパーク	南越前町牧谷地係	N 35° 49' 44" E 136° 12' 01"	南越消防本部
49	今庄中学校	南越前町今庄27-20	N 35° 46' 43" E 136° 11' 51"	南越消防本部
50	今庄スポーツパーク476	南越前町古木50-59	N 35° 47' 38" E 136° 16' 01"	南越消防本部
51	池田能楽の里	池田町藪田5-1	N 35° 53' 43" E 136° 20' 42"	南越消防本部
52	真名川憩いの島	大野市中保地係	N 35° 59' 30" E 136° 30' 54"	大野市消防本部
53	麻那姫湖青少年旅行村	大野市中島地係	N 35° 52' 25" E 136° 30' 25"	大野市消防本部
54	奥越ふれあい公園	大野市篠座地係	N 35° 58' 00" E 136° 29' 48"	大野市消防本部
55	麻那姫湖	大野市下若生子地先	N 35° 54' 45" E 136° 32' 24"	大野市消防本部

緊急離着陸場一覧

令和6年2月現在

No.	施設名	所在地	座標 (世界測地系 WGS84)	管轄消防機関
56	九頭竜スキー場駐車場	大野市角野14-3	N 35° 53' 59" E 136° 39' 03"	大野市消防本部
57	福井和泉スキー場	大野市朝日前坂27	N 35° 56' 24" E 136° 41' 31"	大野市消防本部
58	大野市役所	大野市天神町1-1	N 35° 58' 50" E 136° 29' 12"	大野市消防本部
59	雁が原旅行村跡地	勝山市村岡町浄土寺地係	N 36° 04' 27" E 136° 31' 39"	勝山市消防本部
60	勝山弁天緑地	勝山市本町1丁目	N 36° 03' 20" E 136° 29' 50"	勝山市消防本部
61	スキージャム勝山	勝山市170-70	N 36° 04' 12" E 136° 33' 19"	勝山市消防本部
62	敦賀総合運動公園 陸上競技場	敦賀市杓見	N 35° 38' 26" E 136° 02' 01"	敦賀美方消防本部
63	松原運動場	敦賀市松島町地係	N 35° 39' 22" E 136° 03' 09"	敦賀美方消防本部
64	田結海水浴場駐車場	敦賀市田結地係	N 35° 40' 52" E 136° 05' 00"	敦賀美方消防本部
65	敦賀港鞠山南	敦賀市金ヶ崎地先	N 35° 39' 51" E 136° 03' 45"	敦賀美方消防本部
66	敦賀原子力館グラウンド	敦賀市明神町1番地	N 35° 44' 53" E 136° 01' 40"	敦賀美方消防本部
67	白木漁港	敦賀市白木1丁目	N 35° 43' 57" E 135° 58' 32"	敦賀美方消防本部
68	西浦小中学校	敦賀市色33-1-2	N 35° 44' 00" E 136° 01' 55"	敦賀美方消防本部
69	もんじゅ港内荷揚岸壁	敦賀市白木2-1	N 35° 44' 12" E 135° 59' 03"	敦賀美方消防本部
70	美浜町総合運動公園	美浜町久々子27-1-2	N 35° 36' 06" E 135° 54' 42"	敦賀美方消防本部
71	美浜オフサイトセンター	美浜町佐田地係	N 35° 37' 30" E 135° 59' 02"	敦賀美方消防本部
72	旧美浜北小学校	美浜町笹田15-1	N 35° 36' 41" E 135° 54' 06"	敦賀美方消防本部
73	旧新庄小学校	美浜町新庄65-104	N 35° 33' 51" E 135° 58' 22"	敦賀美方消防本部
74	旧菅浜小学校	美浜町菅浜70-8-2	N 35° 39' 40" E 135° 58' 39"	敦賀美方消防本部
75	関電美浜 (美浜臨時ヘリポート)	美浜町丹生田ノ口地係	N 35° 42' 32" E 135° 58' 25"	敦賀美方消防本部
76	三方中学校	若狭町北前川48-10	N 35° 32' 58" E 135° 54' 48"	敦賀美方消防本部
77	常神漁港	若狭町常神地係	N 35° 38' 15" E 135° 49' 23"	敦賀美方消防本部
78	小川漁港岸壁	若狭町小川地係	N 35° 36' 27" E 135° 50' 26"	敦賀美方消防本部
79	旧岬小学校	若狭町神子14-4	N 35° 37' 01" E 135° 50' 22"	敦賀美方消防本部
80	若狭町多目的交流広場	若狭町北前川18号3-1	N 35° 32' 48" E 135° 54' 31"	敦賀美方消防本部
81	野木小学校	若狭町武生14-5	N 35° 28' 31" E 135° 49' 47"	若狭消防本部
82	かみなか総合運動公園	若狭町市場8-27	N 35° 27' 34" E 135° 51' 38"	若狭消防本部

緊急離着陸場一覧

令和6年2月現在

No.	施設名	所在地	座標 (世界測地系 WGS84)	管轄消防機関
83	小浜市中央グラウンド	小浜市後瀬町地係	N 35° 29' 42" E 135° 45' 07"	若狭消防本部
84	小浜市総合運動場	小浜市口田縄5-23	N 35° 27' 29" E 135° 43' 34"	若狭消防本部
85	泊(泊地区ヘリポート)	小浜市泊17号下和田地係 4-1、4-3	N 35° 32' 31" E 135° 42' 51"	若狭消防本部
86	若狭和田マリーナ	高浜町和田167号	N 35° 29' 55" E 135° 34' 39"	若狭消防本部
87	高浜町立野球場	高浜町宮崎92-1-1	N 35° 29' 07" E 135° 32' 42"	若狭消防本部
88	関電高浜No.2 (高浜臨時ヘリポート)	高浜町音海地係	N 35° 32' 06" E 135° 30' 38"	若狭消防本部
89	上瀬漁港	高浜町日引第48号1番地	N 35° 32' 31" E 135° 28' 33"	若狭消防本部
90	内浦小中学校	高浜町山中107-30	N 35° 31' 12" E 135° 28' 03"	若狭消防本部
91	名田庄中学校	おおい町名田庄小倉 3-5	N 35° 24' 13" E 135° 39' 57"	若狭消防本部
92	おおい町多目的グラウンド	おおい町成和2-1-1	N 35° 29' 00" E 135° 36' 33"	若狭消防本部
93	はまかぜ交流センター	おおい町大島河村地係	N 35° 31' 25" E 135° 38' 28"	若狭消防本部
94	おおいオフサイトセンター	おおい町成和1-1-1	N 35° 29' 00" E 135° 36' 18"	若狭消防本部
非公共用 ヘリポート	福井県立病院 屋上ヘリポート	福井市四ツ井2-8-1	N 36° 04' 08" E 136° 14' 21"	-
地方管理 空港	福井空港	坂井市春江町江留中 50-1-2	N 36° 08' 34" E 136° 13' 26"	-
公共用 ヘリポート	若狭ヘリポート	小浜市高塚66-20	N 35° 29' 25" E 135° 47' 08"	-

※緊急離着陸場: 特定のヘリコプターが災害時のみ利用できる場所

改定 平成 19 年 4 月 1 日

改定 平成 26 年 9 月 1 日

改定 平成 31 年 4 月 1 日

改定 令和 3 年 9 月 1 日

えちぜん鉄道事故・災害対策本部規程

(災害対策本部の設置)

第 1 条 重大な事故又は風雪・水害・雪害・地震等により非常事態が発生し、又は災害発生が予測される場合で、その輸送手配、救助、情報収集、事務連絡、関係先への報告及び応答、非常措置並びに応急対策を推進するため必要と認める時は、社長の命又は承認を得て本社内に対策本部(以下本部という。)を設置する。

「注」対策本部の名称にはその事故・災害の名称を冠し「〇〇事故・災害対策本部」と称する。

(機構)

第 2 条 本部には本部長、副本部長、部員及び広報をおき、必要に応じて班をおく。

(本部長)

第 3 条 本部長は、社長がこれにあたり、全組織を統括する。

(副本部長)

第 4 条 副本部長は、安全統括管理者(安全管理規程の役職)がこれにあたり、本部長を補佐し本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(部員)

第 5 条 部員は、本部長が任命した部長・区長がこれにあたり、事故・災害の基本対策に参画する。

(班)

第 6 条 班の組織及び分掌は、別表を基準とし、本部長が編成する。

本部長は、部員に班担当を命ずることができる。

班担当は本部長の指示もしくは承認を得て、担当任務を遂行するとともに、情報の収集及び確認に努めなければならない。

(調査員及び協力員)

第 7 条 本部長は、事故・災害の実情に応じ、現地に調査員及び協力員を派遣もしくは駐在させることができる。

(派遣及び駐在)

第 8 条 本部長は、事故・災害の実情に応じ、組織の一部を必要場所に派遣もしくは駐在させる。派遣駐在班長は本部長が命ずる。

(本部の設置場所)

第 9 条 本部は、本部長が事故、災害の実情により現地において非常措置や応急復旧の指揮を必要と認める場合のほか、原則として本社内に置く。

(本部及び駐在場所の通知)

第 10 条 本部を開設したとき及び駐在場所を指示したときは遅滞なく日時、場所及び電話番号等必要事項を関係先に通知しなければならない。解散した時及び引き揚げた時また同じ。

(本部及び本部員の表示)

第11条 本部には本部名の表示をしなければならない。

本部員及び関係の職員は、必要に応じ社名または任務名を付した腕章を着けなければならない。

(金銭出納等の事務処理)

第12条 事故・災害に関する金銭の出納及び資材の購入並びに伝票類の作成は災のスタンプの押なつかもしくはその旨を表示して処理するものとする。

(情報の報告)

第13条 事故・災害に関する情報の報告は判明したものから逐次報告する。

(解散)

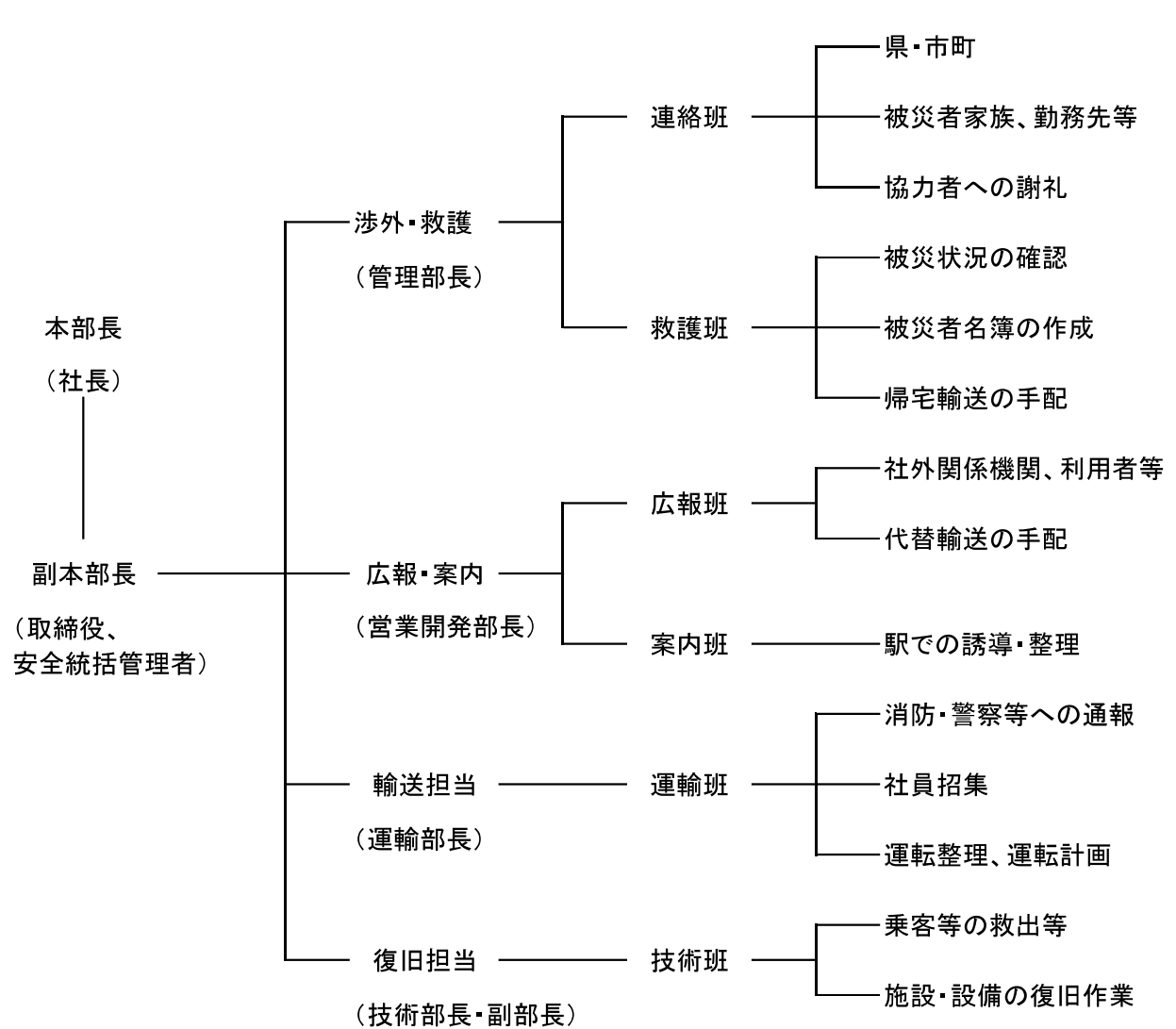
第14条 本部がその目的を達成した時は、本部長は本部を解散する。

(規程に定めない事項の措置)

第15条 この規程に定めのない事項及びこの規程によりがたい場合は、各担当の責任者は、適宜の措置をとることができる。

前項の場合は速やかに本部長又は副本部長もしくは当該担当の部員にその事情を報告しなければならない。

班の組織及び分掌 (第6条 別表)



災害時の運転取扱い手続き（福井鉄道株式会社）

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 気象異常時における運転の取扱いについては、別に定めるもののほか、この災害時の運転取扱い手続き（以下「手続き」という）の定めによること。

（用語の意味）

第2条 この手続きにおける用語の意味は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「運転規制」とは、列車の運転速度を制限するか又は列車の運転を一時見合わせることをいう
- (2) 「線路巡回」とは、徒歩巡回又は列車巡回をいう。
- (3) 「時雨量」とは、任意の1時間に降った雨量をいう。
- (4) 「連続雨量」とは、雨が降り始めてから降り止むまでの累計雨量をいう。（但し、12時間を超えて降雨がない場合は連続とみなさない。）
- (5) 「運転規制の基準を知る装置」とは、雨量計、風速計をいう。
- (6) 「降雨規制区間における駅間」とは、停車場（停留所を除く）構内を含まない区間とする。ただし位置関係を明確にするため、停車場から進出する列車については出発信号機を運転規制区間の始端とする。また停留所については、列車の進行方向に対しホームの終端を基準とする。

（警備箇所に対する警備計画等）

第3条 技術グループリーダー（以下「技術GL」という。）は、工事及び線

路等の状態又は天候等の条件に対応した運転規制及び現地の確認方法並びに災害時における警備計画等について、あらかじめ定めておくこと。

(運転規制の施行及び解除)

第4条 運転指令において、運転規制の基準を知る装置の設けてあるときは、その基準に達したとき、運転規制を施行すること。運転規制の施行及び解除の指令は運転指令が行う。

2 技術 GL は、列車の運転規制が必要と認めるときは、その旨、運転指令に要請すること。

3 技術 GL は、運転規制を運転指令に要請したとき、又は運転指令から施行した旨の通報を受けたときは、線路巡回を実施し、運転規制の継続施行の要否を確かめ、必要ないと認めるときは、すみやかに運転指令に運転規制解除を要請すること。

(運転士に対する通告方)

第5条 運転指令は、運転規制又は運転規制解除となったときは、その区間を運転する列車の運転士にその旨、通告するものとする。

(異常気象が見込まれるとき)

第6条 鉄道部長は、大型で強い台風等が接近時など、異常気象により災害の発生の恐れがあるときは対策本部を設置し、計画運休を含めた運転規制や警備体制などを必要に応じて計画・実施するものとする。なお、計画運休を行なう際は、計画運休・運転再開時における情報提供タイムライン(別表3)に沿って計画を立て情報提供を行なうものとする。ただし気象状況等によってはタイムラインに拘らず臨機応変に情報提供を行なうものとする。

第2章 降雨時の運転取扱いについて

(降雨による運転規制)

第7条 運転指令員は、雨量警報装置が鳴動したことにより運転規制を行う必要が生じたとき、又は技術 GL からその旨の要請を受けたときは、その区間に進入する列車の運転士にその旨を通告するものとする。

2 運転指令員は、雨量警報装置が鳴動したときは、技術 GL に連絡するものとする。

(運転規制の基準及び区間)

第8条 運転規制の基準及び規制区間は次のとおりとする。

雨量計 設置駅	区 間	運転速度 30 km/h 以下に制限			運転速度 15 km/h 以下に制限		
		時雨量	連続 雨量	連続 及び 時雨量	時雨量	連続 雨量	連続 及び 時雨量
水落	西鯖江～水落	40	250	100+30	50	300	100+40

2 降雪期(12月15日から2月末日まで)における雨量計の使用を中止する。

(運転規制速度)

第9条 運転規制は、次による。

徐行	最徐行
30 km/h 以下で駅間規制する	15 km/h 以下で駅間規制する

(降雨期における安全確保)

第 10 条 降雨等で災害の発生の恐れがあるときは、警備基準値、運転規制値に達する前であっても躊躇することなく必要な警備、運転規制を実施すること。

第3章 地震時の運転取扱いについて

(運転規制の施行)

第11条 運転規制の施行については次のとおりとする。

- (1) 運転士は、体感等により地震と判断した場合は、ただちに列車を停止させ、その旨運転指令に報告し指示に従うこと。
- (2) 運転指令員は、強い地震を感知した場合は、直ちに列車無線により発報信号を発報するとともに、地震発生に伴う緊急停止の情報を発信すること。
- (3) 地震の強度は別表1「気象庁震度階級関連解説表」を目安とする。

(地震の強度の確認)

第12条 運転指令員は、列車を停止させた後、テレビ、ラジオの報道による確認並びに福井気象台に震度の確認をするものとする。

(運転規制区間)

第13条 運転規制区間は次のとおりとする。

測定箇所	運転規制区間
越前市	たけふ新～サンドーム西
鯖江市	サンドーム西～三十八社
福江市	三十八社～田原町

(運転規制方法及び速度等)

第 14 条 地震発生時の運転規制方法及び速度等は次のとおりとする。(具体的な運転規制フローは別表 2 参照)

地震の強度	運転規制	
震度 3 以下	規制なし	
震度 4	要注意箇所	①初列車 15 km/h 以下 ②次列車は、初列車の運転士からの線路に異常がない旨の報告を受け 45 km/h 以下。 ③地上巡回で異常のないことを確認し、その後の列車は所定運転
	その他の箇所	①初列車 15 km/h 以下 ②次列車は、初列車の運転士からの線路に異常がない旨の報告を受け 45 km/h 以下。 ③前項運転士からの線路に異常が無い旨の報告を受けその後の列車は所定運転。
震度 5 以上	①列車の運転を抑止し巡回による点検 ②巡回による点検で、線路に異常は無く列車走行可能と確認できた場合、初列車は 30 km/h 以下 ③初列車の運転士からの線路に異常が無い旨の報告を受けその後の列車は所定運転。	

(要注意箇所)の指定)

第 15 条 地震時の要注意箇所は次のとおりとする。

運転規制区間	要注意箇所
家久～サンドーム西	日野川橋梁
西山公園～水落	元山大師架道橋

2 前項の他、降雨、増水により運転規制を施行している場合は、運転規制施行区間も要注意箇所とする。

(運転規制時の列車運転取扱い)

第 16 条 運転規制時の列車運転取扱いについては次のとおりとする。

- (1) 運転士は、運転規制の通告を受けたときは、規制区間の停車場間(停留所を含む)を運転した都度、運転指令に対して線路異常の有無を報告すること。
- (2) 前号の報告を受けた運転指令は、以後の運転について指示すること。
- (3) 前号の場合、運転士から異常を感知した旨報告を受けた運転指令は技術 GL と打合せのうえ以後の運転について指示すること。

(運転規制の解除)

第 17 条 運転規制の解除については次のとおりとする。

- (1) 技術 GL は、運転規制を施行した区間について、乗務員からの異常を感知した旨の報告箇所並びに要注意箇所等の巡回を実施し、線路の異常の有無を速やかに運転指令へ報告すること。
- (2) 技術 GL から線路に異常が無い旨の連絡を受けた運転指令は、運転規制解除の指令を行うこと。

(第3章における適用除外)

第18条 第3章においては、第1章第3条の定めは適用しない。

第4章 強風による運転取扱いについて

(風速の測定方)

第19条 風速の測定方は、風速計が設置されている場合はその風速計によるものとする。風速計が設置されていない場合は、目測によること。

2 風速の測定は、瞬間最大風速によることとする。

3 目測による場合の基準は「気象庁風力階級を定める件」の瞬間最大風速を適用すること

(注) 「気象庁風力階級を定める件」

開けた平らな地面から 10m の高さにおける相当風速(m/s)	風力階級	陸上
10.8 以上 13.9 未満	6	大枝が動く。電線が鳴る。傘がさしにくい。
13.9 以上 17.2 未満	7	樹木全体が揺れる。風に向かっては歩きにくい
17.2 以上 20.8 未満	8	小枝が折れる。風に向かっては歩けない。
20.8 以上 24.5 未満	9	人家にわずかの損害がおこる。 (煙突が倒れ、かわらがはがれる)
24.5 以上 28.5 未満	10	陸地の内部ではめずらしい。樹木が根こそぎになる。人家に大損害がおこる。
28.5 以上 32.7 未満	11	めったにおこらない。広い範囲の破壊をと伴う。

(風速計設置箇所及び運転規制区間)

第 20 条 風速計設置箇所及び運転規制区間は、次のとおりとする。

風速計設置箇所	表示装置設置箇所	規制区間
日野川橋梁	運転指令室、家久駅、サンドーム西 ム西駅南方	家久～サンドーム西
新浅水川橋梁	現地	鳥羽中～三十八社

(風速が 15m/s 以上になったときの処置…運転取扱実施基準規程第 222 条)

第 21 条 運転指令員は、風速が 15m/s 以上になったと認めるときは、次の取扱いをするものとする。

- (1) 運転規制を施行し、運転速度 15 km/h 以下の通告をするものとする。
- (2) 突風等のために列車の運転が危険であると認めるときは、その状況に応じて、一時、列車の出発又は通過を見合わせることに。
- (3) 留置してある車両に対しては、厳重に転動を防止する手配をすること。

(風速が 20m/s 以上になったときの処置…運転取扱実施基準規程第 223 条)

第 22 条 運転指令員は、風速が 20m/s 以上になったと認めるときは、一時列車の運転を見合わせる旨の指令をするものとする。

(強風による運転再開時の運転規制速度)

第 23 条 運転再開時の運転規制速度は、30 km/h 以下とする。

- (2) 大型で強い台風等が接近する場合は、災害対策本部を設置し、運転再開前に全線の線路点検を行ない、鉄道施設の状態や飛来物による支障等を確認するものとする。

(風速が 15m/s 以上で一時列車の運転を見合わせたときの取扱い)

第 24 条 運転指令は、風速が 15 分間以上 15m/s 未満となったことを確認し、列車の運転を再開すること。このとき第 23 条の定めにかかわらず、列車は所定速度とする。

(風速が 20m/s 以上で一時列車の運転を見合わせたときの取扱い)

第 25 条 運転指令は、風速が 15 分間以上 15m/s 未満となったことを確認し、列車の運転を再開すること。このとき列車の運転規制速度は第 23 条に定める速度とする。

2 運転士は、規制区間の停車場間(停留所を含む)を運転した都度、運転指令へ列車運転の支障の有無を報告すること。

(運転士用風速計の運転取扱いについて)

第 26 条 運転士用風速計の取扱いについては次のとおりとする。

(1) 設置箇所と規制区間

風速計 設置箇所	表示装置			規制区間
	上下別	現示	設置箇所	
新浅水川橋梁	下り列車用	黄色(徐行)	電柱No.297(10km140m)	鳥羽中～ 三十八社
		赤色(停止)	電柱No.288(9km864m)	
	上り列車用	黄色(徐行)	電柱No.301(10km260m)	
		赤色(停止)		
日野川橋梁	下り列車用	黄色(徐行)	電柱 No. 71(2km507m)	家久～ サンドー ム西
		赤色(停止)		
	上り列車用	黄色(徐行)	電柱 No. 117(4km059m)	
		赤色(停止)		

(2) 黄色(徐行)現示のときの取扱い

- ① 運転士は、運転士用風速計の黄色現示を認めたときは、規制区間を 15 km/h 以下で進行し、その旨運転指令員に報告すること。
- ② 報告を受けた運転指令員は、規制区間を運転する列車に速度規制(15 km/h 以下)を通告すること。

(3) 赤色(停止)現示のときの取扱い

- ① 運転士は、運転士用風速計の赤色現示を認めたときは、運転を見合わせ、その旨運転指令員に報告し指示を受けること。
- ② 運転士は、運転規制区間内で運転士用風速計の赤色現示を認めたときは、規制区間を 15 km/h 以下で進行し、その旨運転指令に報告すること。
- ③ 報告を受けた運転指令員は、一時、列車の運転を見合わせる旨の指令をすること。

第5章 踏切長時間遮断時の取扱いについて

(踏切長時間遮断時の取扱い)

第27条 大規模地震発生時などの災害時において、踏切が長時間遮断となる場合もしくは予想される時は、警察本部、各消防本部および道路管理者並びに県庁所轄課へ、長時間遮断となる、もしくは予想される踏切について連絡するものとする(別表5)。

なお、第一報はFAXにて行い、以後は電話またはFAXにて現場対応や情報共有を適宜実施するものとする。

また、緊急輸送道路と交差する踏切等(別表4)などについて、警察、消防、からの依頼に基づき、優先的に開放する踏切の箇所や取扱い等については、災害発生時にその都度消防、警察と協議するものとする。

- (2) 運転指令員は、警察、消防より緊急車両を通行させるため、遮断されている踏切を開放するよう依頼があった場合、技術GLと当該踏切の開放について協議するものとする。
- (3) 運転指令員は、踏切を開放した際及び復帰した際は、事故防止のため情報を周知し、運転士に通告するものとする。
- (4) 運転指令員は、現場に係員を派遣できない等速やかに当該踏切を開放できない場合、警察、消防に迂回するよう連絡するものとする。
- (5) 長時間遮断となる踏切について関係個所に連絡した際、開放及び復旧後はその旨を関係個所に連絡するものとする。
- (6) 大規模地震発生時等の災害以外の事故等において、一時的に踏切が遮断となる場合もしくは予想される時は、当該踏切について管轄の警察(別表6)及び各消防本部(別表5)にそれぞれ連絡するものとする。

附 則

この手続きは平成 25 年 7 月 1 日から施行する

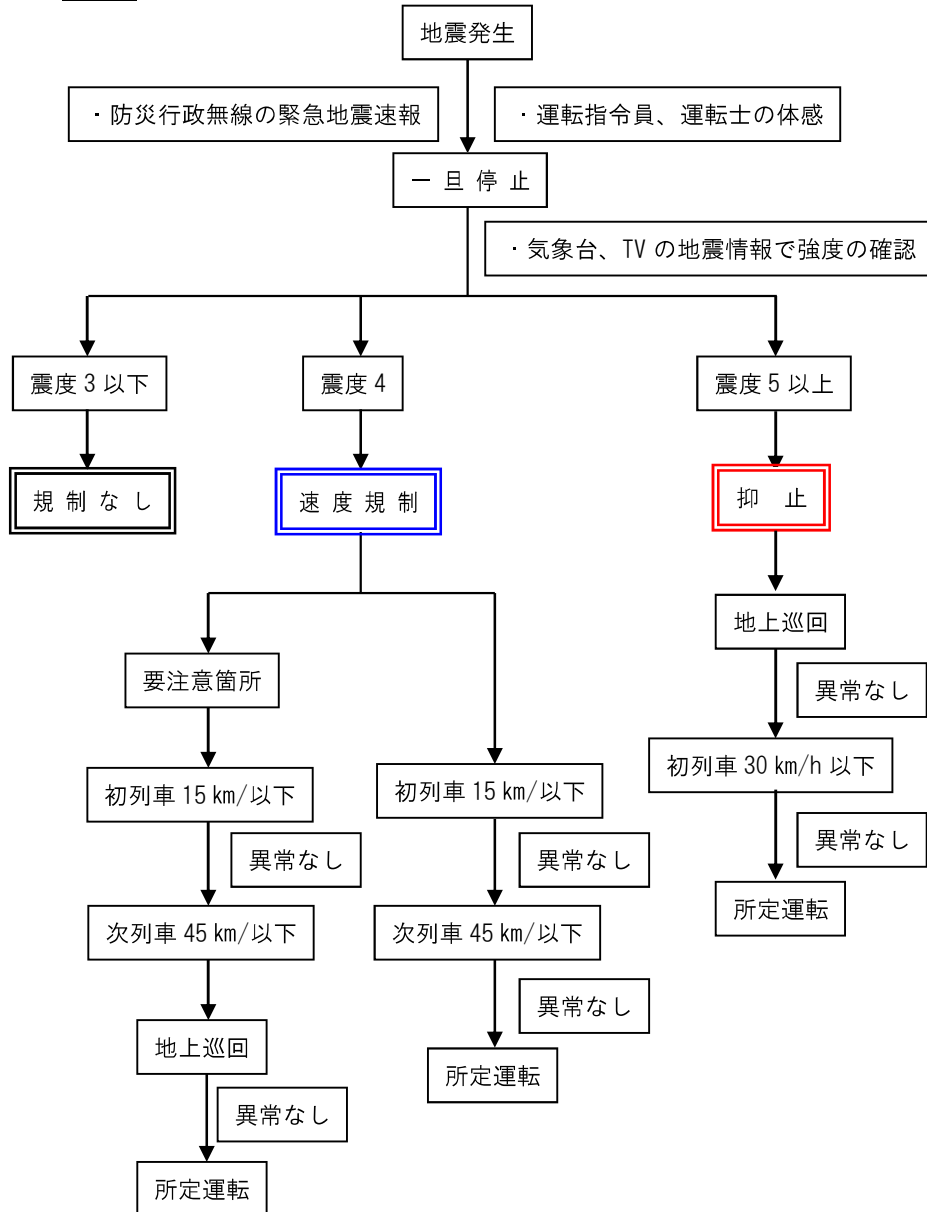
別表 1

気象庁震度階級関連解説表

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況
5 強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろう	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	され、動くこともできず、飛ばされることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある

別表2 地震発生時の運転規制フロー



参考 1

降雨時の点検箇所

区 間	警戒、警備、点検箇所	
	橋梁等	築堤等
家久～サンドーム西	日野川橋梁(3k450m)	日野川西曲線築堤 日野川東曲線築堤
西鯖江～西山公園		西山公園第2曲線
西山公園～水落		元三大師架道橋～水落駅場 内信号機
鳥羽中～三十八社	新浅水川橋梁(10k225m)	鳥羽中東曲線～中野踏切
三十八社～泰澄の里	旧浅水川(あさむつ川)橋梁 (11k249m)	
江端～ベル前	江端川橋梁(15k911m) 大町川橋梁(16k011m)	江端～ベル前

参考 2

地震発生時の点検箇所

区間	点検箇所	
	橋梁等	築堤等
家久～サンドーム西	橋梁(3k275m) 橋梁(3k302m) 日野川橋梁(3k450m) 橋梁(3k601m)	日野川西曲線築堤 日野川東曲線築堤
西鯖江～西山公園		西山公園第1曲線 西山公園第2曲線
西山公園～水落	元三大師架道橋(6k538)	元三大師架道橋～水落駅場内 信号機
神明 ～ 鳥羽中	神明架道橋(9k036m) 架道橋(9k107m)	
鳥羽中～三十八社	鳥羽中架道橋(10k418m)	鳥羽中東カーブ～中野踏切
三十八社～泰澄の里	旧浅水川(あさむつ川)橋梁 (11k249)	
江端 ～ ベル前		江端～ベル前

別表3 計画運休・運転再開時における情報提供タイムライン

気象情報 (気象庁発表を基本)	計画運休開始 時刻から概ね の時間	掲載内容例	行動
台風の進路予報円 (暴風域)が福武 線沿線通過予報表	48時間前	<p>①計画運休の可能性の情報提供</p> <p>○月○日○時現在 台風○号の接近に伴い強風や大雨が予想されるため、○月○日(○)の○時頃から列車の運転を取り止める可能性があります。今後の気象情報と列車運行情報にご注意下さい。</p>	HP、SNS、駅頭表示等で情報提供
台風の進路予報円 (暴風域)が福武 線沿線通過する可 能性が高いとの予 報発表	24時間前	<p>②○月○日の運転計画の詳細な情報提供(随時更新)</p> <p>○月○日○時現在 福井鉄道福武線は、台風○号の接近に伴い強風や大雨が予想されるため、○月○日(○)の○時頃から列車の運転を取り止める予定です。なお、台風の進路等によっては計画が変わる場合がございます。今後の気象情報と列車運行情報にご注意下さい。なお、バス等による振替輸送はございませんのでご了承下さい。次回のお知らせは、○時頃を予定しております。</p>	適切なタイミングで、県と沿線3市・報道機関等へ情報提供 ※情報は随時提供
福武線沿線に大雨・強風等の注意報発令	3時間前	<p>③当日の運転計画の詳細な情報提供(随時更新)</p> <p>○月○日○時現在 福井鉄道福武線は、台風○号の接近に伴い強風や大雨が予想されるため、○月○日(○)の○時頃から順次列車の運転を取り止め、概ね○時までは全列車の運転を取り止めます。(福井方面行きは越前武生○時○分発、越前武生方面行きは田原町○時○分発が最終列車となります)。なお、台風の進路等によっては計画が変わる場合がございます。今後の気象情報と列車運行状況にご注意下さい。なお、バス等による振替輸送はございませんのでご了承下さい。次回のお知らせは、○時頃を予定しております。</p>	
福武線沿線に大雨・暴風等の警報発令	計画運休実施		
福武線沿線を台風通過		<p>④明日以降の運転再開見込みについての情報提供(随時更新)</p> <p>○月○日○時現在 福井鉄道福武線は、台風○号による強い風雨のため設備の被害や線路・架線等への飛来物等が予想される事から、台風通過後、風雨が落ち着いた段階で線路等の安全点検を係員を実施し、安全が確認された後に運転再開となる見込みです。今後の気象情報と列車運行情報にご注意下さい。次回のお知らせは、○時頃を予定しています。</p>	
福武線沿線を台風が通過した後		<p>⑤運転再開当日の運転計画の情報提供(随時更新)</p> <p>○月○日○時現在 福井鉄道福武線は、台風○号通過後の線路点検により安全が確認されましたら、次の列車より運転再開予定です。(下り：福井方面行き 越前武生 ○時○分発) (上り：田原町 ○時○分発)。なお、線路点検により設備等の復旧作業に時間がかかった場合は運転再開時期が変更になる場合がございますのでご了承ください。今後の列車運行情報にご注意ください。</p>	
	8時間後	<p>⑥運転再開当日の運転計画の情報提供(随時更新)</p> <p>○月○日○時現在 福井鉄道福武線は、台風○号通過後の線路点検により安全確認されましたので次の列車より通常運転となります。(下り：福井方面行き 越前武生 ○時○分発) (上り：田原町 ○時○分発)。</p>	

別表4 緊急輸送道路と交差する踏切

踏切 道名	道路管理者	道路名	区 間	優先 開放	備 考 (迂回路等)
北府	越前市	市道 3004 号線	北府～スポーツ公園	/	・オーバーパス (家久高架橋) ・西武生第一・第二踏切
柳原	越前市	383 号線	スポーツ公園～家久	/	・オーバーパス (吉野高架橋・家久高架橋)
西鱒江北	福井県	国道 417 号線	西鱒江～西山公園	/	・オーバーパス (吉野高架橋) ・アンダーパス (元三太師菜道橋) ・住吉町踏切
北出	鯖江市	北出松野線	水落～神明	/	・アンダーパス (水落菜道橋)
神明南	鯖江市	染南線	水落～神明	/	・アンダーパス (水落菜道橋)
今市	福井市	南部 1-807 号線	浅水～ハーモニーホール	/	・足羽踏切 ・浅水南踏切
大町	福井県	三尾野別所線	ベル前～花堂	/	・花堂北踏切
花堂北	福井市	花堂線	花堂～赤十字前	/	・新木田交差点 ・大町踏切
南福井	福井市	南部 1-102 号線	花堂～赤十字前	○	緊急車両の迂回が困難であるため、可能な限り物資運搬に支障が生じないよう、踏切を優先的に開放する。

※災害により踏切が長時間遮断した場合、鉄道事業者として可能な限り速やかに開放できるよう努めるが、現実的に困難である場合が多いため、緊急車両は迂回を原則としていただく。

※南福井踏切は大規模災害時の物資輸送に係る踏切のため、隣接他社路線に到着した貨物による物資輸送を実施できるよう、関係箇所と調整し開放。

別表5 踏切長時間遮断時の連絡先

	消 防 本 部		土 木 事 務 所		道 路 管 理 者	
	越前市	南越消防組合 指令情報課	TEL 0778-21-8888 (終日) FAX 0778-21-0093	丹南 土木事務所	TEL 0778-23-4535 夜間休日 090-1633-0189 FAX 0778-23-9394	越前市 建設部都市整備課
鯖江市	鯖江・丹生 消防組合 情報管制課	TEL 0778-54-0119 (終日) FAX 0778-51-8383	丹南 土木事務所 鯖江丹生 土木部	TEL 0778-34-0464 夜間休日 090-3292-0069 FAX 0778-34-2233	鯖江市 都市整備部土木課	TEL 0778-51-2200 直通 0778-53-2245 FAX 0778-51-8159
福井市	福井市消防局	TEL 0776-20-3999 (終日) FAX 0776-20-6119	福井 土木事務所	TEL 0776-24-5111 (終日) FAX 0776-26-4111	福井市 建設部道路課	TEL 0776-20-5111 直通 0776-20-5560 FAX 0776-20-5563

	地域鉄道課	危機対策・防災課	道路建設課	道路保全課
福井県	TEL 0776-20-0723	TEL 0776-20-0308	TEL 0776-20-0502	TEL 0776-20-0477
	夜間休日 —	夜間休日 0776-20-0742	夜間休日 —	夜間休日 090-2372-2526
	FAX 0776-20-0729	FAX 0776-22-7617	FAX 0776-20-0658	FAX 0776-20-0478

福井 県警	TEL 0776-22-2880 FAX 0776-25-1905
----------	--------------------------------------

※大規模災害時等において踏切が長時間遮断される場合は、県警本部へ連絡（管轄には県警から連絡）

別表6 一時的に踏切が遮断される場合における所轄警察署

	越前署	鯖江署	福井南署	福井署
電話番号	0776-73-0110	0776-66-0110	0776-88-0110	0776-52-0110

※一時的な遮断の場合は県警本部では無く、管轄の警察署に連絡

※福井署管轄内において踏切道は無いが、事故等発生時における連絡先を記載